

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年1月1日
(第10期) 至 平成20年12月31日

アンジェス MG株式会社

(E05301)

第10期（自平成20年1月1日 至平成20年12月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

アンジェス MG株式会社

目 次

頁

第10期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	12
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【業績等の概要】	13
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	26
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態及び経営成績の分析】	30
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【自己株式の取得等の状況】	57
3 【配当政策】	57
4 【株価の推移】	57
5 【役員の状況】	58
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	60
第5 【経理の状況】	64
1 【連結財務諸表等】	65
2 【財務諸表等】	99
第6 【提出会社の株式事務の概要】	116
第7 【提出会社の参考情報】	117
1 【提出会社の親会社等の情報】	117
2 【その他の参考情報】	117
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	118
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月31日

【事業年度】 第10期(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
彩都バイオインキュベータ4階

【電話番号】 072-643-3590

【事務連絡者氏名】 経理部長 植 田 俊 道

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経理部長 植 田 俊 道

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
事業収益 (千円)	2,696,299	2,430,467	2,912,166	1,720,098	951,147
経常損失 (千円)	1,558,989	1,870,836	1,137,656	1,730,813	2,541,065
当期純損失 (千円)	1,541,472	1,905,155	1,114,761	1,728,450	3,534,371
純資産額 (千円)	8,656,525	7,456,975	6,758,959	12,305,527	8,963,785
総資産額 (千円)	10,009,364	9,014,180	8,063,537	13,182,423	9,678,405
1株当たり純資産額 (円)	88,530円64銭	73,465円57銭	65,190円13銭	104,571円65銭	75,611円82銭
1株当たり当期純損失 (円)	16,083円36銭	19,093円11銭	10,803円81銭	15,154円20銭	30,079円51銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	86.5	82.7	83.8	93.0	92.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,433,547	△1,686,519	△898,036	△1,976,242	△1,978,065
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,962,171	△336,126	△703,667	△3,668,456	1,526,699
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	899,705	688,074	395,443	7,446,496	29,993
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	7,003,451	5,679,212	4,478,255	6,276,024	5,799,571
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	82 (21)	89 (27)	93 (22)	91 (21)	90 (14)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
事業収益	(千円)	2,669,149	2,291,791	2,858,962	1,679,801	857,810
経常損失	(千円)	1,536,139	1,811,325	903,453	1,641,766	2,397,922
当期純損失	(千円)	1,584,156	1,823,641	950,273	1,681,677	4,107,776
資本金	(千円)	5,156,314	5,503,862	5,693,655	9,439,094	9,454,618
発行済株式総数	(株)	97,780	101,503	103,662	117,213	117,751
純資産額	(千円)	8,622,471	7,494,891	6,958,343	12,526,594	8,671,011
総資産額	(千円)	9,672,593	8,912,183	8,267,700	13,413,125	9,364,869
1株当たり純資産額	(円)	88,182円37銭	73,839円12銭	67,113円54銭	106,712円74銭	73,125円44銭
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失	(円)	16,528円71銭	18,276円20銭	9,209円66銭	14,744円12銭	34,959円51銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	89.1	84.1	84.1	93.2	91.9
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数)	(名)	52 (16)	62 (18)	66 (16)	64 (15)	69 (9)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

年月	沿革
平成11年12月	遺伝子治療薬、核酸医薬及び遺伝子の機能解析を行う研究用試薬の研究開発を目的として、大阪府和泉市に株式会社メドジーンを設立
平成12年 6月	商号をメドジーン バイオサイエンス株式会社に変更
平成12年 8月	HVJ-E非ウイルス性ベクターの製造・販売に関し、石原産業株式会社と提携
平成13年 1月	大阪府池田市に池田ラボを開設
平成13年 1月	東京都港区に東京支社を開設
平成13年 1月	HGF遺伝子治療薬(末梢性血管疾患分野)の国内販売に関し、第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)と提携
平成13年 7月	本社を大阪府豊中市に移転
平成13年10月	商号をアンジェス エムジー株式会社に変更
平成13年10月	米国での臨床開発を目的として、米国メリーランド州にアンジェス インク(連結子会社)を設立
平成14年 4月	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野における米国及び欧州、並びに虚血性心疾患分野における日本、米国及び欧州の販売に関し、第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)と提携
平成14年 6月	欧州での臨床開発を目的として、英国サセックス州にアンジェス ユーロ リミテッド(連結子会社)を設立
平成14年 7月	治療用及び診断用遺伝子の発見・創薬を目的として、大阪府豊中市にジェノメディア株式会社(連結子会社)を設立
平成14年 9月	東京証券取引所マザーズに上場
平成15年 2月	アンジェス ユーロ リミテッドが本社を英国サリー州に移転
平成15年 9月	会社分割制度を用いてグループ内の組織再編を行い、グループ内(当社及び連結子会社のジェノメディア株式会社)に分散するHVJ-E非ウイルス性ベクター事業に関する人材、資産、知的財産権をジェノメディア株式会社に集約化
平成16年 3月	商号をアンジェス MG 株式会社に変更
平成16年 9月	本社及び研究所を大阪府茨木市に移転 ジェノメディア株式会社が本社を大阪府茨木市に移転
平成17年 6月	NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野において、アルフレッサ ファーマ株式会社と共同開発契約を締結
平成17年 8月	STAT-1デコイオリゴの呼吸器及び皮膚疾患分野のアジア地域の権利を取得する一方で、NF-κBデコイオリゴの乾癬分野の欧州の権利を許諾するクロスライセンス契約をアヴォンテック ゲーエムベアーハー(独)との間で締結
平成18年 5月	Allovectin-7のメラノーマ分野の米国開発に関し、バイカル インク(米国)と研究開発契約及び同社に対する出資契約を締結
平成18年12月	ムコ多糖症VI型治療薬(ナグラザイム)の国内での販売に関し、バイオマリン ファーマシューティカル インク(米国)と提携
平成19年10月	NF-κBデコイオリゴの局所投与による皮膚疾患(欧州での乾癬は除く)、呼吸器疾患、整形外科疾患、炎症性腸疾患を対象とした、米国及び欧州の独占的開発、販売権を許諾する契約をマイヤーファーマシューティカルズ(米国)との間で締結
平成20年 3月	HGF遺伝子治療薬(製品名:「コラテジェン」)を、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びパーチャー病を適応症として、国内において承認申請
平成20年 4月	ムコ多糖症VI型治療薬(ナグラザイム)の国内での販売開始
平成20年10月	NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野における、アルフレッサ ファーマ株式会社との共同開発契約終了
平成21年 2月	第一三共株式会社と締結していた、HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野並びに虚血性心疾患分野における、米国及び欧州に関する独占的販売契約が終了。

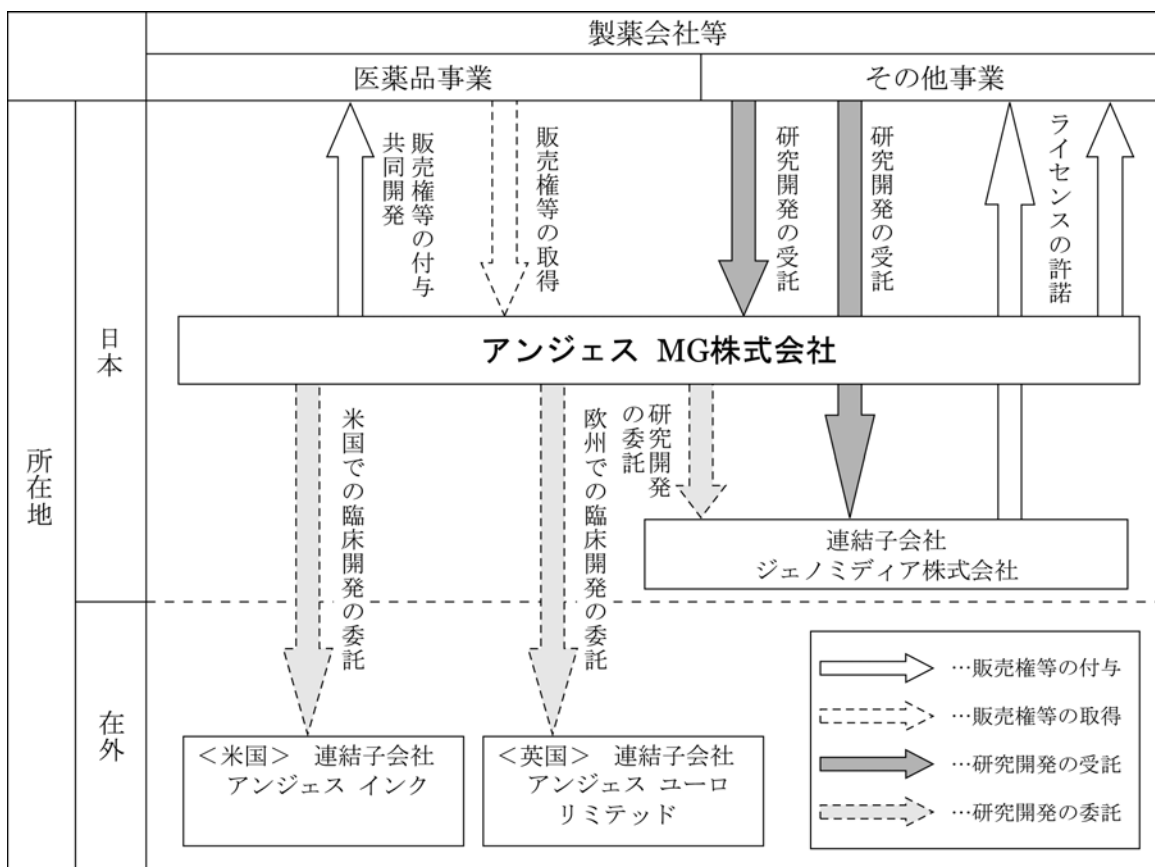
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社より構成され、遺伝子医薬品の開発、新規ベクター技術の研究開発を進めております。当社グループの各社と各事業における位置付け及び事業系統図は、以下の通りです。

＜当社とグループ各社の事業における位置付け＞

名称	主要な事業の内容
当社	遺伝子医薬品の開発
アンジェス インク	米国での遺伝子医薬品の臨床開発
アンジェス ユーロ リミテッド	欧州での遺伝子医薬品の臨床開発
ジェノメディア株式会社	癌免疫療法剤の研究開発、新規有用遺伝子及び分子の探索、遺伝子機能解析

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



(1) 開発プロジェクト

① コラテジェン（HGF遺伝子治療薬）

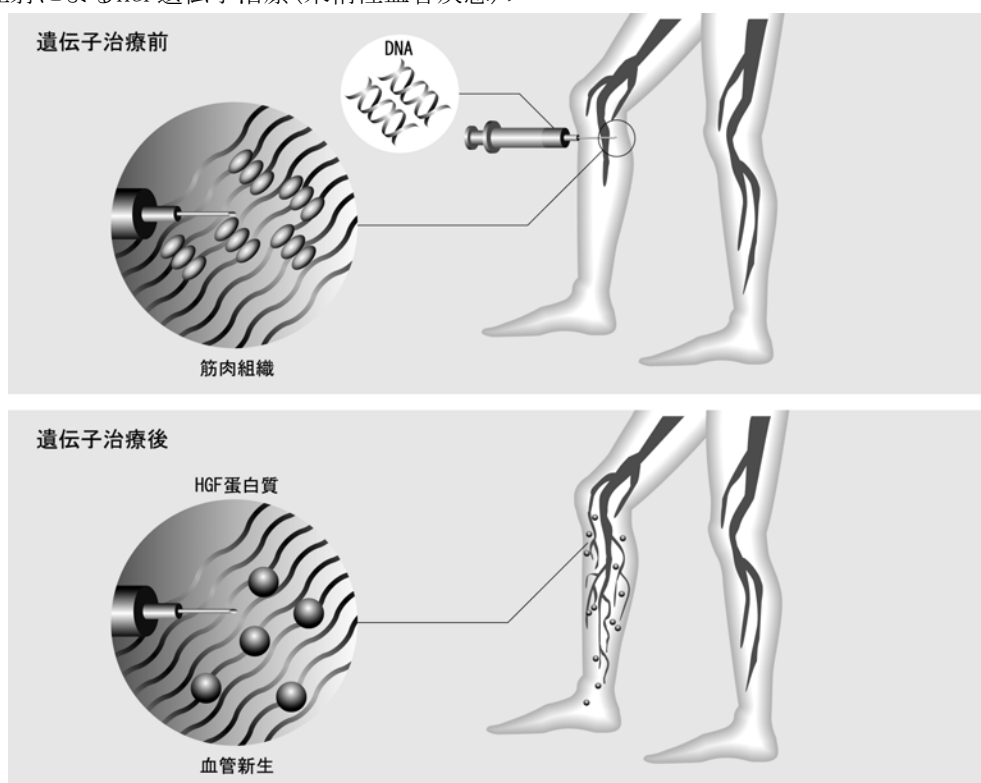
虚血性疾患治療剤「コラテジェン」は、HGF(Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子)遺伝子を含む遺伝子治療薬です。HGFは、肝臓の細胞を増やす因子として1980年代に発見されました。最初は、肝臓の病気の治療薬として研究されていましたが、HGF遺伝子に血管新生作用があることが、1995年に大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一寄附講座教授により明らかにされました。当社は、血管が詰まり血流が悪くなっている虚血性疾患に対し、血管新生作用を有する画期的な新薬となることを目指し、本剤の開発を進めております。

a) 対象疾患

血管が詰まることにより生じる疾患には、例えば、①糖尿病などにより足の血管が閉塞し、血液がうまく届かず壊死して最終的には足を切断しなければならなくなる末梢性血管疾患(閉塞性動脈硬化症やバージャー病)や、②心臓の冠動脈の血液の流れが悪くなって起こる虚血性心疾患(狭心症や心筋梗塞)があります。これらの疾患の重症患者に対しては、薬物療法の外、バルーンカテーテル(カテーテルにより血管を通して動脈の形成を行う治療)やバイパス手術による血行再建術が行われますが、それでも十分な回復が期待できない場合があります。

本剤は、既存療法では効果が期待できず、足を切断するリスクがある重症の末梢性血管疾患患者に対しても効果が期待されています。また、本剤は患部への注射剤であり、簡便な方法による血管新生療法を目指しております。当社グループでは、まず重症の末梢性血管疾患を対象として開発を進めております。

<注射によるHGF遺伝子治療(末梢性血管疾患)>



b) 技術導入の概況

当社グループは、本剤の開発にあたって、田辺三菱製薬株式会社(旧三菱ウェルファーマ株式会社)からHGF遺伝子の物質特許について実施権の許諾を受けております。さらに、大日本住友製薬株式会社及び当社取締役森下竜一からHGF遺伝子をHGF遺伝子治療薬に用いるための基本特許(一部の出願国で審査中)の譲渡を受けております。また、本剤の投与に関して、米国のバイカル インク、セントエリザベスメディカルセンターから、それぞれ必要な特許実施権の許諾を受けております。

これらの実施権の許諾又は特許権の譲渡の対価は、本剤の開発の進捗次第でマイルストーン、製品が上市された後には、売上高に応じたロイヤリティを支払う予定となっております。

c) 研究開発の概況

当社グループでは、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患領域における開発を進めております。

血管新生療法を目的とする遺伝子治療は、米国等において、HGF遺伝子の他、FGF(Fibroblast Growth Factor、線維芽細胞増殖因子)遺伝子等を用いた臨床試験が行われています。

HGF遺伝子治療薬の開発状況については、末梢性血管疾患分野において国内で承認申請中、米国で第Ⅲ相臨床試験準備中、虚血性心疾患分野において米国で第Ⅰ相臨床試験の段階にあります。

d) 製造体制

当社グループは、本剤を自社では製造しておらず、他社に委託して製造しております。

e) 販売体制

当社グループは、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野において、国内の独占的販売権を第一三共株式会社に付与しております。

② NF-κBデコイオリゴ

遺伝子医薬には大きく分けると二つの方法があります。一つは、コラテジェン（HGF遺伝子治療薬）のように遺伝子そのものを利用するもの、もう一つは核酸合成機で作成される人工遺伝子を利用するものです。後者は、遺伝子そのものではなく、遺伝子の構成成分の一部のみを使うため人工遺伝子と呼ばれたり、核酸からできているので核酸医薬と呼ばれたりしております。

デコイはこの核酸医薬の一種です。遺伝子は、転写因子がゲノムに結合してスイッチが入りますが、デコイは、そのゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸(DNA)を人工的に合成したもので、体内に投与すると転写因子がゲノムに結合することを阻害して遺伝子の働きを抑えます。

NF-κBは、免疫及び炎症反応を強める遺伝子のスイッチ役を担う転写因子で、このNF-κBに対するデコイを作成して患部に投与することで、過剰な免疫反応により生じる疾患を治療することが期待されております。

a) 対象疾患

NF-κBデコイオリゴの対象となる疾患には、過剰な免疫反応を原因とするアレルギー疾患及び自己免疫疾患があります。これら疾患では、免疫反応を強める遺伝子が過剰に働いており、NF-κBデコイオリゴを投与し、これら遺伝子の発現を調節して疾患を治療することが期待されます。

b) 技術導入の概況

当社グループは、NF-κBデコイオリゴの開発にあたって、アステラス製薬株式会社及び当社取締役森下竜一からNF-κBデコイオリゴに関する特許権の譲渡を受けております。この特許権の譲渡の対価は、当社グループが開発するNF-κBデコイオリゴが上市された後に、売上高に応じて支払う予定となっております。さらに今後も、その実施に必要な特許実施権の許諾を受けるための交渉をしていく予定です。

c) 研究開発の概況

NF-κBデコイオリゴについては、アトピー性皮膚炎を中心として研究開発を進めており、国内で第Ⅱ相臨床試験の段階にあります。

また、北米及び欧州の開発については、アトピー性皮膚炎等に対する開発権をトランスクリプシオンファクターセラピューティックス エルエルシーに許諾しています。

d) 製造体制

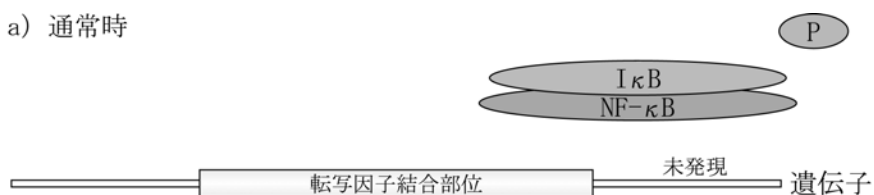
当社グループは、NF-κBデコイオリゴの研究用及び治験用原薬は自社で製造しておらず、外部に委託しております。

e) 販売体制

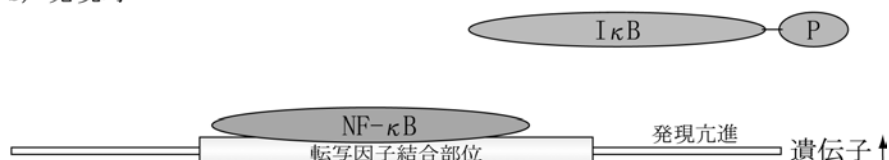
NF-κBデコイオリゴの北米及び欧州の販売については、アトピー性皮膚炎等に対する販売権をトランスクリプシオンファクターセラピューティックス エルエルシーに許諾しています（欧州では当社が共同販促権を留保）。

<NF- κ Bデコイオリゴの作用原理>

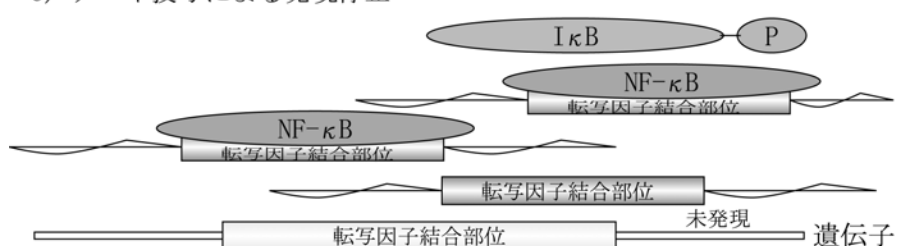
a) 通常時



b) 発現時



c) デコイ投与による発現停止



③ HVJ-E非ウイルス性ベクター (GEN0101)

HVJ(Hemagglutinating Virus of Japan、別名センダイウイルス)は、1950年代に日本国内で発見されたウイルスです。このHVJのゲノムを不活性化し、膜のみを用いるベクターがHVJ-E非ウイルス性ベクターです。

a) 用途

HVJ-E非ウイルス性ベクターは、膜に細胞を融合(細胞融合)する作用があることから、遺伝子等の物質を細胞に導入する効率が高く、しかもウイルスゲノムが全て除去されているため、ヒトに対する安全性も高いベクターです。

HVJ-E非ウイルス性ベクターは、遺伝子治療薬への応用のほか、核酸医薬や蛋白医薬、低分子化合物など、医薬品の薬剤吸収を向上するDDS (Drug Delivery System、薬剤送達システム)として有効である可能性があります。また、HVJ-E非ウイルス性ベクターには癌免疫を誘導する特徴があり、癌免疫療法剤(開発コード: GEN0101)としての研究開発を進めております。

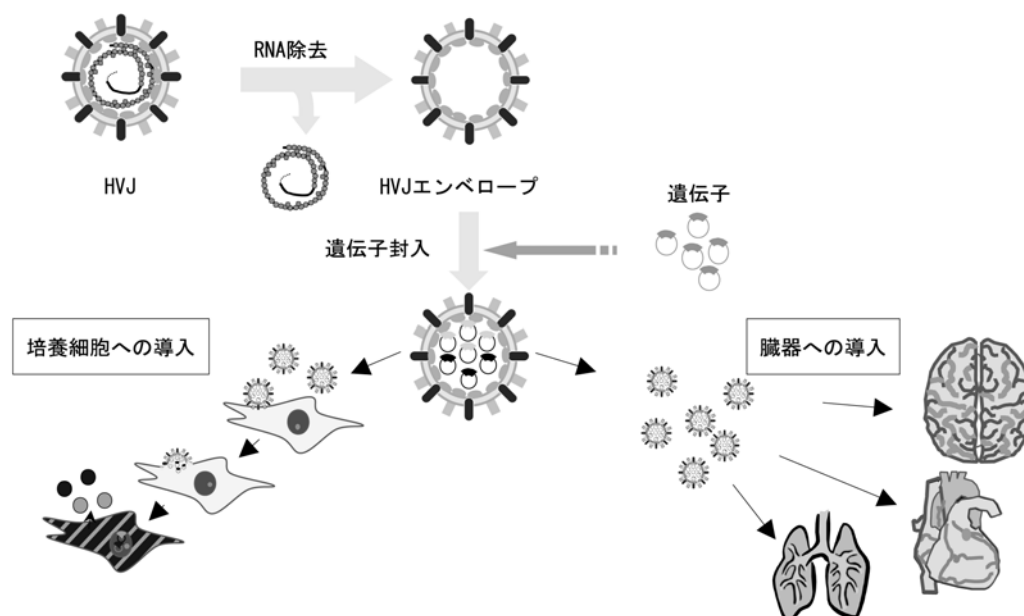
一方、HVJ-E非ウイルス性ベクターは、創薬や診断薬に利用できる新規有用遺伝子を発見する研究に用いることができます。ベクターにより調べたい遺伝子を細胞や臓器に導入し、実際にどのような影響が出るかを観察することで新規有用遺伝子を見つけることができます。

b) 技術導入の状況

当社グループは、HVJ-E非ウイルス性ベクター (GEN0101) の開発にあたって、大阪大学大学院医学系研究科の金田安史教授からHVJ-E非ウイルス性ベクターに関する特許権(一部の出願国で審査中)の譲渡を受けております。この特許権の譲渡の対価は、当社グループが開発する当該特許を利用した製品が発売された後に、売上高に応じて支払う予定になっております。

また、HVJ-E非ウイルス性ベクターの補完的技術としてHVJリポソーム(人工的な脂質からなる膜)を利用するため、米国のブリガム アンド ウィメンズ ホスピタル インクから、その実施に必要な特許権の独占的実施権の許諾を受けております。

<HVJ-E非ウイルス性ベクターによる遺伝子導入システム>



c) 研究開発の概況

GENO101については、前立腺癌に対する免疫療法剤として研究開発を行っております。特に、バイオ医薬として臨床応用を開始する際の、規制当局への申請書作成に必要なデータ取得を中心に研究開発を実施しております。

さらに、疾患関連遺伝子、診断・検査用遺伝子の探索研究を実施しております。新規疾患関連遺伝子を用いた遺伝子検査法の開発に関しては、株式会社ファルコバイオシステムズとの間で、共同事業を進めております。

d) 製造販売体制

当社グループは、HVJ-E非ウイルス性ベクターの遺伝子機能解析用キットを主とする関連製品に関する全世界独占的実施権を石原産業株式会社に許諾しており、同社からHVJ-E非ウイルス性ベクターと補助剤をキット化した「GenomONE」が発売されております。

また、GENO101については、前立腺癌を対象とする国内での製造販売権を株式会社TSD Japanに供与しております。

④ ナグラザイム

ナグラザイムは、米国のバイオマリン ファーマシューティカル インクによって開発された治療薬であり、ムコ多糖症VI型に対して世界で初めて承認を取得した酵素補充療法剤です。

a) 対象疾患

ムコ多糖症VI型は、先天性代謝異常疾患で、現在、国内で確認されている患者数は数名という極めて希な疾患です。アシルサルファターゼBという酵素の欠損によりデルマタン硫酸やコンドロイチン硫酸が分解できずに体内に蓄積し、生後1年程度から関節の運動制限や骨変形が認められ、肝腫大・脾腫大、角膜混濁、聴力障害、心弁膜障害等の種々の症状を呈する進行性の疾患です。

従来の治療法としては骨髄移植術がありますが、ドナー確保の問題や移植に伴うリスクのため、より安全で有効な治療法が求められていました。

b) 研究開発の概況

ナグラザイムは、米国では平成17年5月に、欧州では平成18年1月に販売承認を受けております。国内においても、患者団体や学会から使用の要望が高い薬剤であり、当社が平成19年8月に同剤の承認申請を行い、平成20年3月に製造販売承認を取得いたしました。

c) 製造体制

当社グループが国内販売するためのナグラザイムは、バイオマリン ファーマシューティカル インクが米国において製造しております。

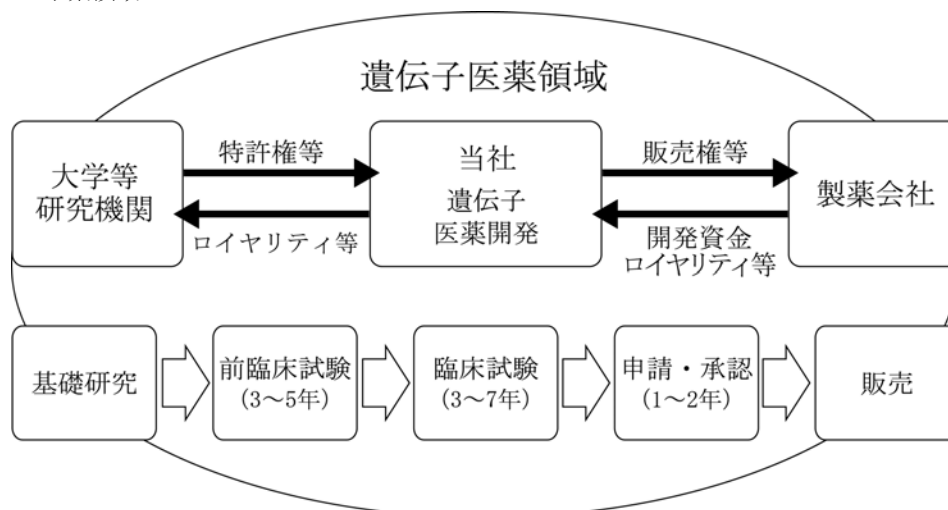
d) 販売体制

当社グループは、バイオマリン ファーマシューティカル インクより、国内での販売権を取得しており、平成20年4月に発売しております。

(2) ビジネスモデル

当社グループでは、以下のビジネスモデルに沿って事業を進めてまいります。

<当社グループの事業領域>



第一に、当社グループの事業領域は、遺伝子医薬を中心とすることです。当社設立の経緯は、大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一寄附講座教授がHGF遺伝子を治療薬として使うために特許を申請し、製薬会社による開発を期待したものの、世界でも新しい領域である遺伝子治療薬の開発に着手する企業がなく、やむなく「自分で起業するしかない」と決断するに至ったことによります。遺伝子医薬の領域は、既存の製薬会社にもノウハウがなく、研究開発に取り組みにくい分野です。当社グループとしては、国内外の大学等で生まれた研究成果などをもとに新規プロジェクトを積極的に立ち上げ、遺伝子医薬領域における事業基盤を早期に固めることに努めてまいります。

<一般的な新薬開発のプロセスと期間>

プロセス	期間	内容
基礎研究	2～3年	新規物質の創製及び候補物質の絞り込み
前臨床試験	3～5年	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
臨床試験	3～7年	第Ⅰ相：少数健康人を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第Ⅱ相：少数患者を対象にして、有効性及び安全性を確認する試験 第Ⅲ相：多数患者を対象にして、既存薬との比較により有効性及び安全性を確認する試験
申請・承認	1～2年	国(厚生労働省)による審査

第二に、医薬品の開発リスクを提携戦略により低減することです。医薬品開発は、一般に多額の資金と長い時間が必要とされ、しかも全てが予定通りに進むとは限りません。このため、経営資源が限られたベンチャー企業である当社グループとしては、他社との提携を積極的に行い、提携先が持つ医薬品開発力を活用したり、提携先から開発協力金を受け取りながら、財務面でのリスクを低減することを目指しています。

なお、当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあるため、現時点では当期純損失を計上しておりますが、現在の事業計画に沿って研究開発を着実に進め、将来、医薬品の販売から得られる収益によって損益を改善し、さらには利益を拡大する計画であります。

(3) 事業別の内容

① 医薬品事業

医薬品事業は、主にHGF遺伝子治療薬及びNF-κBデコイオリゴの開発に関して提携先から得られる収益によって構成されております。

ナグラザイムに関しては、バイオマリン ファーマシューティカル インクから当社が国内での販売権を取得しています。ナグラザイムは、平成20年4月に発売され、当社グループは、当連結会計年度よりナグラザイムの販売による収益を計上しています。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」(HGF遺伝子治療薬)に関しては、第一三共株式会社に対し、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の国内、米国及び欧州の独占的販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金やマイルストーンを受取り、事業収益に計上しております。さらに将来、コラテジェンが上市された際には、当社グループは、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です(第一三共株式会社との契約の内、米国及び欧州については、平成21年2月に終了いたしました)。

NF-κBデコイオリゴに関しては、アルフレッサ ファーマ株式会社との間で、アトピー性皮膚炎を対象とする国内での共同開発契約を締結しており、その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、開発協力金を受取り、事業収益に計上しております(本契約については、平成20年10月に終了いたしました)。

NF-κBデコイオリゴの北米及び欧州においては、アトピー性皮膚炎等に対する開発、販売権をトランスクリプションファクターセラピューティクス エルエルシーに許諾する契約を締結しています。その契約に基づいて、当社グループは、将来、NF-κBデコイオリゴの対象地域における開発進捗次第で、同社からマイルストーンや、上市後の販売利益の一定率を受取り、事業収益に計上する予定です。

GEN0101に関しては、当社子会社ジェノミディア株式会社が株式会社TSD Japanに対し、前立腺癌を対象とする国内の独占的製造開発販売権を付与する契約を締結しております。その契約に基づいて、当社グループは、開発の進捗に伴い、マイルストーンを受取り事業収益に計上する予定です。さらに将来、GEN0101が上市された際には、売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。

Allovetin-7に関しては、バイカル インクとの間で、メラノーマに対する米国での開発に関しての研究開発契約を締結しています。将来、Allovetin-7が米国等で上市された際には、当社グループが売上高に応じたロイヤリティを受取る予定です。

また、遺伝子医薬開発に関わる遺伝子(核酸)検査・測定試験等の構築に関して、株式会社ファルコバイオシステムズとの間で共同事業契約を締結しております。その契約に基づいて、共同事業の成果に基づく対象サービスの事業化後には売上高の一定率をロイヤリティとして受け取る予定です。

② その他

医薬品事業のほか、以下の事業収益が計上されております。

HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用試薬については、石原産業株式会社に同試薬キットの製造、使用及び販売についての全世界における独占的ライセンスを供与しております。これに基づいて、当社グループは、遺伝子機能解析用試薬キットの売上高の一定率をロイヤリティとして受け取っております。

新規疾患関連遺伝子を用いた遺伝子検査法の開発に関しては、株式会社ファルコバイオシステムズとの間において、共同事業契約を締結しております。これらについて特定分野に係る遺伝子検査法への利用を許諾範囲とした独占的な実施権を許諾した場合には、事業規模に応じた対価を受け取る予定です。

デコイ型核酸に関しては、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸に関して株式会社ジーンデザイン及び北海道システム・サイエンス株式会社と提携しております。これらに基づいて、当社グループは、デコイ型核酸の試薬売上高の一定率をロイヤリティとして受け取っております。

その他、研究調査の受託事業等を実施しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社) アンジェス インク (注) 1	Gaithersburg, MD, U. S. A	100千米ドル	米国での遺伝子医薬品の臨床開発	100.0	—	・役員の兼任 当社役員 1名 ・業務委託
アンジェス ユーロ リミテッド	Croydon, Surrey, UK	50千英ポンド	欧州での遺伝子医薬品の臨床開発	100.0	—	・役員の兼任 当社役員 1名 ・業務委託
ジェノメディア株式会社	大阪府茨木市	348,250千円	癌免疫療法剤研究開発・遺伝子機能解析	72.3	—	・役員の兼任 当社役員 1名 ・業務委託 ・資金の貸付 ・設備の賃借

(注) 1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、ありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため、事業別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

平成20年12月31日現在

事業別	従業員数(名)
医薬品	67 (9)
その他	— (2)
全社(共通)	23 (3)
合計	90 (14)

(注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、事業開発部門及び管理部門等に所属している者であります。

3 その他事業に含まれておりました従業員は期末時点に従事するプロジェクトが変更したために医薬品の区分に含まれることとなりました。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
69 (9)	40.5	3.6	7,965,838

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融危機の深刻化によって米国及び欧州向けの輸出が大幅に減少し、企業収益の大幅な減少に伴い雇用情勢も悪化しており、景気は急速に悪化しております。先行きについても、世界景気の一層の下振れ懸念や株式市場の大幅な変動などのリスク要因があり、景気の悪化が続く見込みです。

一方で、わが国医薬品業界については、医療費抑制政策により医療用医薬品市場の伸びが鈍化しており、さらには外資系企業の攻勢が続いていることから、厳しい市場環境となっております。

このような状況の下、当社グループ（当社及び連結子会社3社）では、遺伝子医薬品の研究開発を着実に進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

当連結会計年度の事業収益は9億51百万円（前年同期比7億68百万円（△44.7%）の減収）となりました。

医薬品事業に関しては、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を平成20年4月に発売し、当社としては初めての医薬品販売による事業収益を計上いたしました。

さらに、当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）、NF-κBデコイオリゴの医薬品開発の進捗に伴い、提携先の第一三共株式会社、アルフレッサファーマ株式会社から開発協力金を受け入れ、事業収益として計上しております。

また、連結子会社ジェノメディアにおいては、株式会社TSD Japanとの間で、GEN0101に関するライセンス契約締結に向けての基本合意書を平成20年10月に締結し、同ライセンス契約を平成21年1月に締結いたしました。これに伴い、当社グループはその関連収益を受け入れ、事業収益として計上しております。

医薬品事業以外のその他の事業については、HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用試薬キットに関して石原産業株式会社と、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸医薬に関して株式会社ジーンデザイン及び北海道システム・サイエンス株式会社と提携しており、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

当連結会計年度における研究開発費は29億11百万円（前年同期比2億35百万円（△7.5%）の減少）となりました。研究開発の詳細は本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は26億84百万円（前年同期の営業損失は20億39百万円）となりました。ナグラザイム販売開始により新たに1億4百万円の商品売上を計上した一方、主に「コラテジェン」が国内において製造販売承認申請に到ったこと等に伴う開発協力金収入の減少により、事業収益は前年同期比7億68百万円の減少となりました。一方、事業費用は、Allovetin-7の開発に関する米国バイカル インクへの開発協力金の計上等により前年同期比1億24百万円の減少にとどまったため、営業損失は前年同期より6億44百万円拡大しております。

当連結会計年度の経常損失は25億41百万円（前年同期の経常損失は17億30百万円）となりました。営業損失の拡大に加えて主に補助金収入の減少により、前年同期より8億10百万円拡大しております。

当連結会計年度の当期純損失は、経常損失の拡大に加えて、当社の保有するバイカル インク株式の市場価格下落に伴い投資有価証券評価損9億20百万円を計上したこと、個別決算での子会社であるジェノメディア株式会社株式の減損処理に伴い連結決算で71百万円ののれん償却額を計上したこと、及び特

許権を中心とした固定資産除却損16百万円を計上したこと等により、35億34百万円(前年同期の当期純損失は17億28百万円)となり、前年同期より18億5百万円損失が拡大しております。

所在地別セグメントの業績は、日本は、事業収益9億51百万円(前年同期比7億68百万円の減収)、営業損失27億4百万円(前年同期比6億46百万円の減益)となりました。米国においては事業収益3億円(前年同期比45百万円の減収)、営業利益14百万円(前年同期比2百万円の減益)、欧州では事業収益13百万円(前年同期比10百万円の減収)、営業利益は0百万円(前年同期比0百万円の減益)となりました。なお、日本の事業収益は外部顧客に対するものであり、北米及び欧州の事業収益はセグメント間の事業収益であります。この詳細は本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)所在地別セグメント情報」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ4億76百万円減少し、57億99百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、19億78百万円(前年同期は19億76百万円の資金の使用)となりました。税金等調整前当期純損失が35億50百万円(前年同期の税金等調整前当期純損失は17億66百万円)となったことに対し、その内9億20百万円が投資有価証券の評価損であること、また前渡金が4億39百万円減少したこと等により、前年同期より1百万円支出が増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、15億26百万円(前年同期は36億68百万円の資金の使用)となりました。短期運用していた有価証券を差引23億97百万円償還したこと(前年同期は30億98百万円の支出)、バイカル社へ4億22百万円追加投資し、株式会社TSD Japanへ1億円投資したこと等により、前年同期より51億95百万円収入が増加しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、29百万円の収入(前年同期は74億46百万円の資金の獲得)となりました。当連結会計年度の収入は、ストック・オプションの権利行使等による資本金の払い込みによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	生産高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	879,876	△47.5
その他	3,566	△81.9
合計	883,443	△47.9

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	225,232	—	80,036	—
その他	952	0.0	952	0.0
合計	226,184	23,649.4	80,989	8,403.9

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	販売高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	947,581	△43.5
その他	3,566	△91.7
合計	951,147	△44.7

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
第一三共株式会社	1,278,835	74.4	694,826	73.1

3 【対処すべき課題】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして対処すべき課題を以下のように考えております。

(1) 現状事業の強化

当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴなどいくつかの開発プロジェクトを進めております。当社グループは、これら現状事業を着実に進めることが最も重要な課題であると考えております。このため、プロジェクトを進める人材の確保及び充実を図る方針です。

(2) 新規プロジェクトの立ち上げ

当社グループは、現状プロジェクトの研究開発を進めることが最重要課題であると考えておりますが、医薬品開発リスクを分散させ、企業価値を向上させるためには、新規プロジェクトを立ち上げて開発ポートフォリオを充実させることが課題であると考えております。このため、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の効能追加、剤型追加等のライフサイクルマネジメント、海外の製薬会社やバイオベンチャーからの技術導入、国内外の大学などの新しいシーズの権利取得等により、新規プロジェクトを立ち上げていくことを検討しています。

(3) 海外開発体制の強化

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴは、国内のみならず、米国や欧州にも数多くの対象患者がおり、これら遺伝子医薬の開発には潜在市場の大きい海外での事業展開が課題になります。このため、当社グループは、米国及び英国に海外子会社を設置しています。海外開発拠点については、今後も人材の充実などに努めてまいります。

(4) 国内販売体制の強化

当社グループは、当連結会計年度においてムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を上市し、自社販売を開始しております。当社グループは、プロジェクト毎に自社販売の可能性を検討し、今後も国内販売体制を強化することにしていきます。従いまして、各プロジェクトの開発状況や新製品の導入状況を考慮しながら、販売体制強化に向けた様々な対応策を検討してまいります。

(5) 資金調達の実施

当社グループは、研究開発力強化のための資金調達が課題となります。このため、株式上場以降においても公募増資などによって資金調達をしてまいりました。さらに当社グループとしては、今後も製薬会社との提携による開発協力金の確保や公募増資等の実施によって、研究開発投資などの事業基盤強化のための資金調達の可能性を適時検討してまいります。

(6) 買収防衛策

① 基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業使命及び企業価値を理解し、当社の企業価値を中長期的に向上させる者でなければならないと考えております。

また、当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様へ提供される情報、検討機会を確保するための相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

② 基本方針実現に資する具体的な取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社の企業価値を維持、向上させ、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、中期経営計画に基づき、現状の各プロジェクトの開発を着実に進め、事業化を進めるとともに、開発ポートフォリオの充実のため、他社との提携も含めた新規プロジェクトの立ち上げを検討し、進めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社は、平成19年3月30日開催の当社定時株主総会にてその導入についてご承認いただきました当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」）の継続について平成20年3月28日開催の当社定時株主総会にてご承認を得ております。

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針から構成されております。大規模買付ルールの内容は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」）を行おうとする者に対し、(a)大規模買付の目的、方法及び内容、大規模買付後の事業計画等についての情報提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間（90日）の確保を要請するものです。当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を決議することができるものとします。対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ては、具体的には、一定の基準日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てるものです。新株予約権には、大規模買付者を含む特定の株主グループによる権利行使が認められないという行使条件を付し、当社が大規模買付者を含む特定の株主グループ以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する取得条件を付しています。

本プランの導入後であっても対抗措置が発動されない限り、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。一方、対抗措置が発動された場合、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者においては、その持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることになります。また、この場合、新株予約権の無償割当てが実施され、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使なしで当社株式を受領することになります。当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、適時適切な開示を行います。

本プランの有効期間は、平成20年開催の定時株主総会にて継続のご承認をいただきましたことから、平成20年開催の定時株主総会の日から平成21年開催の定時株主総会の日までとなっております。また、本プランを継続するか否かについては、平成21年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様となっております。本プランの継続及び「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴う所要の修正につきましては、平成21年2月23日の当社取締役会にて決議し、平成21年開催の定時株主総会にて既に承認を得ております。なお、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、又は変更することができるものとします。当社は、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更の内容又は廃止につ

いて速やかに情報開示します。

なお、本プランの詳細は平成21年2月23日付で「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続および修正に関するお知らせ」として公表されております。

③ 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②(a)の取り組みは、当社の企業価値を持続的に向上させるためのものであり、また、上記②(b)の本プランは、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に提供される情報、検討機会を十分に確保する目的とするものであり、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものでもないことから、上記①の基本方針に沿い、当社株主全体の利益に合致するものと考えております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループ(当社及び連結子会社3社)の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の他の項目、「第一部 企業情報 第5 経理の状況」等にも記載しておりますので、併せてご参照ください。将来に関する事項については平成20年12月末現在において判断したものであります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 遺伝子治療の現状について

遺伝子治療とは、遺伝子を用いて病気を治療することです。世界初の遺伝子治療は、1990年に米国で実施され、アデノシン・デアミナーゼ(ADA)欠損症という先天的に免疫が正常に働かない遺伝性疾患が対象となりました。その後は、ADA欠損症などの遺伝性疾患だけでなく、有効な治療法がない癌や後天性免疫不全症候群などに対しても、遺伝子治療が実施されてきました。国内でも1995年に北海道大学においてADA欠損症を対象とした初めての遺伝子治療が行われ、その後、1998年に東京大学医科学研究所において腎臓癌、1999年に岡山大学において肺癌を対象とした遺伝子治療が実施されてきました。このように遺伝子治療としては、18年間に亘り数多くの臨床試験が行われています。

一方で、遺伝子治療は、新規性が高い治療法であることから、現段階では未知のリスクが否定できません。リスクとベネフィットの関係から、その対象疾患は、重篤な遺伝性疾患、癌、後天性免疫不全症候群その他の生命を脅かす疾患又は身体の機能を著しく損なう疾患に限られております。

遺伝子治療が有効と考えられる対象疾患としては、遺伝子の変異が原因の遺伝性疾患があります。遺伝性疾患は、遺伝子治療により正常な遺伝子が補充されるため、治療効果が期待しやすいと考えられる疾患です。

次に、遺伝子治療の対象疾患としては癌領域が期待されております。癌領域は、従来の治療法では十分な治療効果が得られない場合が多く、新しい治療法である遺伝子治療に期待が高まっております。癌の遺伝子治療には、癌抑制遺伝子を投与する方法や、患者の免疫力を高める遺伝子を投与する方法などが研究されております。

最近では、血管疾患や心臓疾患、関節リウマチ、神経変性疾患なども遺伝子治療の対象として臨床での研究が進められております。特に、当社が開発を進めているHGF遺伝子治療の対象である足の血管が詰まる閉塞性動脈硬化症や、心筋に酸素や栄養を送る冠動脈の硬化によって起こる虚血性心疾患は、世界の患者数が大変多い疾患領域でもあり、事業性の面からも注目されております。

遺伝子治療薬については、米国を中心に多くの臨床試験が実施されているものの、世界の中で、承認及び上市され、販売された製品がある地域は中国のみであり、日本国内、米国及び欧州の先進国においては上市された製品はありません。当社は、国内において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」(HGF遺伝子治療薬)の製造販売承認を申請しており、先進国では前例のない遺伝子治療薬の承認取得、上市を目指しております。

(2) 今後の事業展開について

① 対処すべき課題

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして、様々な対処すべき課題を認識しておりますが、これらの課題が解決できなかった場合等のリスクを下記に記載の通り認識しております。

i) 現状事業の強化

当社グループは、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴなどいくつかの開発プロジェクトを進めております。当社グループは、これら現状事業を着実に進めることが最も重要な課題であると考えております。このため、プロジェクトを進める人材の確保及び充実を図る方針です。しかしながら、これら現状事業強化策が計画通りに進まず、あるいは同強化策の効果が期

待通り得られず、プロジェクトの進捗に遅れが生じたり、研究開発の成果が期待通り得られない可能性があります。

ii) 新規プロジェクトの立ち上げ

当社グループは、現状プロジェクトの研究開発を進めることが最重要課題であると考えておりますが、医薬品開発リスクを分散させ、企業価値を向上させるためには、新規プロジェクトを立ち上げて開発ポートフォリオを充実させることが課題であると考えております。このため、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」の効能追加、剤型追加等のライフサイクルマネジメント、海外の製薬会社やバイオベンチャーからの技術導入、国内外の大学などの新しいシーズの権利取得等により、新規プロジェクトを立ち上げていくことを検討しています。しかしながら、これらの対応策から期待通りの効果が得られず、新規プロジェクトの立ち上げが計画通りに進まない可能性があります。

iii) 海外開発体制の強化

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」及びNF- κ Bデコイオリゴは、国内のみならず、米国や欧州にも数多くの対象患者がおり、これら遺伝子医薬の開発には潜在市場が大きい海外での事業展開が課題になります。このため、当社グループは、米国及び英国に海外子会社を設置しております。しかしながら、海外開発拠点に関しては、人材の確保や充実など解決すべき課題もあり、計画通りに事業が展開されない可能性もあります。

iv) 国内販売体制の構築

当社グループは、当連結会計年度においてムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を上市し、自社販売を開始しております。当社グループは、プロジェクト毎に自社販売の可能性を検討し、今後も国内販売体制を強化することにしていきます。従いまして、各プロジェクトの開発状況や新製品の導入状況を考慮しながら、販売体制強化に向けた様々な対応策を検討してまいります。

しかしながら、期待通りに国内で販売体制を強化できない可能性もあります。

v) 資金調達の実施

当社グループは、研究開発力強化のための資金調達が課題となります。このため、今後も製薬会社との提携による開発協力金の確保や公募増資の実施等によって、研究開発投資を中心とする事業基盤強化のための資金調達の可能性を適時検討してまいります。なお、新株発行による資金調達が実施された場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、資金調達が円滑に進まない場合には、当社グループの事業の進捗に影響を及ぼす可能性があります。

② M&Aの実施

当社グループは、上記(2)①i)に記載の通り、現状事業の強化、新規プロジェクトの立ち上げ、海外開発体制の強化、国内販売体制の強化及び資金調達の実施を主な対処すべき課題として認識しており、その解決を図っていくこととしておりますが、その目的を達成するための一つ的手段として、M&A(Mergers and Acquisitions、合併と買収)を実施する可能性があると考えております。

新株発行を伴うM&Aが実施された場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(3) 研究開発について

当社グループの第9期連結会計年度及び第10期連結会計年度における研究開発費の総額はそれぞれ31億47百万円及び29億11百万円です。

一般に新薬の開発には、長期に亘る年月と多額の費用が必要になります。それにもかかわらず、医薬品の開発は計画通りに進行するとは限らず、様々な要因によって遅延する可能性があります。さらに、

様々な試験の結果、期待した有用性が確認されず、研究開発を中止するリスクもあります。このような場合にあっては、当社グループの事業戦略や業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 製造について

当社グループは、製品及び治験薬等を自社で製造しておらず、他社からの供給に依存しております。従いまして、将来、製品や治験薬等について、何らかの要因により、品質上の問題が生じたり、もしくは予定通りに確保できない場合には、医薬品開発に遅れが生じたり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(5) 販売について

当社グループが開発中の医薬品については、国内、米国及び欧州等の各地域において、将来競合する可能性がある製品及び開発品があります。当社グループとしては、競争力の高い製品を早期に開発、上市することで、市場の一定シェアの獲得を目指しております。しかし、競合他社が当社の想定以上のシェアを獲得した場合、当社グループが開発した製品が上市された場合においても、期待通りの収益をあげられない可能性があります。

また、当社が販売する医薬品について、予期していなかった副作用が発現した場合には、その医薬品売上高の減少要因となり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 薬事法による規制について

薬事法は、医薬品・医療機器等の品質、有効性、安全性確保の観点から、企業が行う製造・販売等に関して必要な規制を行う法律です。当社グループは、現在、遺伝子治療薬等を中心とした医薬品の研究開発を行っておりますが、薬事法の規制を受けております。

当社グループは、国内において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」を承認申請しており、NF- κ Bデコイオリゴについても、臨床試験等の研究開発を進めております。米国においてもコラテジェンの臨床試験を進めております。当社は、開発の過程で得られた様々な試験の結果を活用し、薬事法に基づいて、厚生労働大臣に対して医薬品の製造販売承認申請を行い、承認を取得することを目指しております。医薬品は、創薬から製造販売承認申請を経て、製造販売承認を取得するに至るまでには、膨大な開発コストと長い年月を必要とします。承認取得の可能性は、申請後の承認審査に耐え得るだけの品質、有効性及び安全性に関する十分な試験の結果が得られ、医薬品としての有用性を示すことができるか否かに依存しております。これは国内に限らず、米国の場合でも同様なことが言えます。このため、試験データの不足などが原因で、承認が計画どおりに取得できず、ひいては上市が困難といった事態の発生も想定されます。このような場合にあっては、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

① 特許戦略

当社グループが現在展開している虚血性疾患治療剤「コラテジェン」、NF- κ Bデコイオリゴ及びHVJ-E非ウイルス性ベクターの研究開発活動は、主に当社グループが保有する又は当社グループが実施権を有する特許権あるいは特許出願中の権利に基づき実施しております。以下において、それらのうち特に重要なものを記載しております。

しかしながら、当社グループが現在出願中の特許が全て登録されるとは限りません。また、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発により当社グループの特許が淘汰される可能性は、常に存在しております。仮に当社グループの研究開発を超える優れた研究開発がなされた場合、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開の中でライセンスを受けることが必要な特許が生じ、そのライセンスが受けられなかった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

対 象	表 題	保 有 者	登 録 (出 願) 状 況
コラテジエン (HGF遺伝子治療薬)	肝実質細胞増殖因子及びそれをコードする遺伝子	田辺三菱製薬株式会社 (旧 三菱ウェルファーマ株式会社) (注)	日本、米国他 8 カ国にて成立済。
	HGF遺伝子からなる医薬	当社	日本、米国、欧州 (EP)、カナダ、豪州、韓国、台湾にて成立済。 中国にて出願中。
NF-κBデコイオリゴ	NF-κBに起因する疾患の治療及び予防剤	当社	米国、欧州 (EP)にて成立済。 日本においては、物質特許及び虚血性疾患・臓器移植・癌などの医薬用途特許について成立済。
	デコイを含む薬学的組成物及びその使用方法 (アトピー性皮膚炎が対象)	当社	日本、欧州 (EP)にて成立済。 主要国において出願中。
HVJ-E非ウイルス性ベクター	遺伝子導入のための不活性化ウイルスエンベロープベクター	当社	日本、米国、欧州 (EP)、豪州、韓国、台湾において成立済。中国にて出願中。

(注) 当社は当該特許の実施権を有しております。

② 知的財産権に関する訴訟、クレーム

平成20年12月31日現在において、当社グループの開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、当社が保有するNF-κBデコイオリゴに関する特許出願については、米国において成立済の他社関連特許があり、当社はその実施許諾を得るべく交渉予定であります。さらに、米国と欧州において、当社が保有するNF-κBデコイオリゴに関する特許出願より先願の関連特許出願がありますが、これらはまだ成立していません。これらの他社関連特許出願の成否によっては、当社が現在展開しているNF-κBデコイオリゴの米国及び欧州における事業展開を進める上で先願の特許保有者との交渉が必要となる可能性があり、その交渉の結果として当該事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、他社が当社グループと同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後とも上記のような問題が発生しないという保証はありません。

当社グループとしても、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては特許調査を実施しており、当社グループ特許が他社の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。

(8) 業績の推移について

当社グループの主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
(1) 連結経営指標等					
事業収益 (千円)	2,696,299	2,430,467	2,912,166	1,720,098	951,147
経常損失 (千円)	1,558,989	1,870,836	1,137,656	1,730,813	2,541,065
当期純損失 (千円)	1,541,472	1,905,155	1,114,761	1,728,450	3,534,371
純資産額 (千円)	8,656,525	7,456,975	6,758,959	12,305,527	8,963,785
総資産額 (千円)	10,009,364	9,014,180	8,063,537	13,182,423	9,678,405
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,433,547	△1,686,519	△898,036	△1,976,242	△1,978,065
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,962,171	△336,126	△703,667	△3,668,456	1,526,699
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	899,705	688,074	395,443	7,446,496	29,993
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	7,003,451	5,679,212	4,478,255	6,276,024	5,799,571
(2) 個別経営指標等					
事業収益 (千円)	2,669,149	2,291,791	2,858,962	1,679,801	857,810
経常損失 (千円)	1,536,139	1,811,325	903,453	1,641,766	2,397,922
当期純損失 (千円)	1,584,156	1,823,641	950,273	1,681,677	4,107,776
資本金 (千円)	5,156,314	5,503,862	5,693,655	9,439,094	9,454,618
純資産額 (千円)	8,622,471	7,494,891	6,958,343	12,526,594	8,671,011
総資産額 (千円)	9,672,593	8,912,183	8,267,700	13,413,125	9,364,869

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあるため、現時点では、上記記載のように、第6期から第10期において当期純損失を計上しておりますが、現在の事業計画に沿って研究開発を着実に進め、将来、医薬品の販売から得られる収益によって損益を改善し、さらには利益を拡大する計画であります。

ただし、現在の事業計画に沿った医薬品の研究開発や販売が実現しない場合には、当社グループが将来においても当期純利益を計上できない可能性もあります。

また、上記記載のように、第6期から第10期においては、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスであり、現状の事業計画に沿った医薬品の研究開発や販売が実現しない場合には、将来においても営業活動によるキャッシュ・フローがプラスにならない可能性もあります。

(9) 特定の販売先への依存について

当社グループの販売先は、第一三共株式会社への依存度が高く、第9期連結会計年度及び第10期連結会計年度の同社に対する販売は、当社グループの事業収益のそれぞれ74.4%、73.1%を占めております。

第一三共株式会社との取引は、同社と国内、米国及び欧州におけるHGF遺伝子治療薬に関する独占的販売契約を締結したことによります。このうち、米国及び欧州における契約については、平成21年2月に終了いたしました。

第一三共株式会社との国内における契約は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載した契約期間において有効であります。しかしながら、今後、第一三共株式会社が当社グループとの取引を継続的に行う保証はありません。従いまして、同社の当社グループとの取引

方針の変更、収益動向の変化または事業活動の停止などにより当社グループの業績に重大な影響が生じる可能性があります。

相手先	第9期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		第10期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
第一三共株式会社	1,278,835	74.4	694,826	73.1

(10) 経営上の重要な契約等について

当社のビジネス展開上重要と思われる契約の内容を本報告書「第一部 企業情報 第2事 業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。なお、当社グループは、これらの契約に関して、いずれも当社グループの根幹に関わる重要な契約であると認識しております。したがって、当該契約の破棄が行われた場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 組織体制について

① 人材の確保

当社グループの競争力は研究開発力にあり、専門性の高い研究及び開発担当者の確保が不可欠です。また、事業の成長拡大を支えるためには事業開発、営業、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社グループは、優秀な人材の確保及び社内人材の教育に努めますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業務に支障をきたす可能性があります。

一方、当社グループは、業務遂行体制の充実に努めますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、当社グループの業務に支障をきたす可能性があります。

② 特定人物への依存

当社グループの事業の推進者は、代表取締役である山田英です。代表取締役山田英は、当社グループの最高責任者として、当社グループの経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の遂行に大きな影響力を有しております。また、社外取締役である森下竜一には、研究開発の面でアドバイスを受けております。

当社グループではこれらの特定人物に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っていますが、当面の間はこれらの特定人物への依存度が高い状態で推移すると見込まれます。このような状況のなかで、これらの特定人物が何らかの理由により当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟について

当社グループは、医薬品の副作用、製造物責任、知的財産権及び労務問題等に関して、訴訟を提起される可能性があります。将来、当社グループが提訴された場合には、その内容次第で当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(13) 配当政策について

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、当連結会計年度にムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を発売したものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、利益配当は実施していません。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の新薬が上

市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を検討したいと考えております。

(14) 新株引受権及び新株予約権の付与（ストック・オプション）制度について

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき、新株引受権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員並びに認定支援者に対して付与することを株主総会において決議されたもの、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員、当社及び当社子会社入社予定者並びに社外の協力者に対して付与することを株主総会において決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを株主総会において決議されたものです。

これらの新株予約権等は平成20年12月31日現在で合計7,632個となり、発行済株式数の6.5%となっております。これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保及び社員の業績向上へのインセンティブのために、同様のストック・オプション付与を継続して実施していくことを検討しております。したがって、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 技術導入

相手先名	契約内容	対価の支払	契約期間
田辺三菱製薬株式会社 (旧 三菱ウェルファーマ株式会社)	HGF 遺伝子物質特許の遺伝子治療分野における非独占的実施権の取得	契約一時金及び一定料率のロイヤリティ	平成14年2月14日から、各国ごとに本特許権のすべての満了後5年間
大日本住友製薬株式会社	HGF 遺伝子を遺伝子治療に用いるための基本特許の譲渡	一定料率のロイヤリティ	平成12年9月1日から、本特許権の満了日又は発売後10年間の何れか遅く到来する日
森下 竜一	HGF 遺伝子治療薬及びNF-κBデコイオリゴに関する特許の譲渡	契約一時金及び一定料率のロイヤリティ	本特許権の満了日
バイカル インク (米国)	HGF 遺伝子治療薬の投与に関する特許のHGF 遺伝子投与についての独占的実施権の取得	契約一時金、マイルストーン、及び一定料率のロイヤリティ	平成17年5月24日から、本特許権の満了日
セントエリザベス メディカル センタ (米国)	HGF 遺伝子治療薬の投与に関する特許のHGF 遺伝子投与についての独占的実施権の取得	契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティ	平成16年1月2日から、本特許権の満了日
アステラス製薬株式会社	NF-κBデコイオリゴに関する特許の譲渡	一定料率のロイヤリティ	平成12年8月8日から、本特許権の満了日
金田 安史	HVJ-E非ウイルス性バクテリアに関する特許の譲渡	契約一時金と一定料率のロイヤリティ	本特許権の満了日
ブリガム アンド ウィメンズ ホスピタル インク (米国)	HVJリボソームに関する特許の独占的実施権の取得	契約一時金	平成13年12月2日から、平成27年4月28日
アヴォンテック ゲーエムベーパー (独)	STAT-1デコイオリゴの呼吸器及び皮膚疾患分野のアジアにおける独占的実施権の取得	NF-κBデコイオリゴの乾癬分野の欧州における独占的実施権とロイヤリティ	平成17年8月11日から、本特許権の満了日
バイオマリン ファーマシューティカル インク (米国)	ナグラザイムの国内における開発、販売権の取得	契約一時金、マイルストーン	平成18年12月29日から12年間

(2) 販売契約

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間
第一三共株式会社	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野における国内独占的販売権の許諾	契約一時金、マイルストーン、開発協力金及び一定料率のロイヤリティ	平成13年1月12日から、発売後15年間(以後、2年間の自動更新)
	HGF遺伝子治療薬の虚血性心疾患分野における国内独占的販売権の許諾	契約一時金、マイルストーン、開発協力金及び一定料率のロイヤリティ	平成14年4月9日から、発売後15年間(以後、2年間の自動更新)

(3) 技術導出

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間
石原産業株式会社	HVJ-E非ウイルス性ベクターの遺伝子機能解析用キットを主とする関連製品に関する全世界独占的実施権の許諾	契約一時金、マイルストーン、開発協力金及び一定料率のロイヤリティ	平成12年8月28日から、発売終了日
アヴォンテック ゲー エムペーハー (独)	NF-κBデコイオリゴの乾癬分野の欧州における独占的実施権の許諾	STAT-1デコイオリゴの呼吸器及び皮膚疾患分野のアジアにおける独占的実施権の許諾、マイルストーンとロイヤリティ	平成17年8月11日から、本件特許権の満了日
トランスクリプション ファクターセラピュー ティックス エルエル シー(米国)	NF-κBデコイオリゴの複数疾患領域(局所投与に限定)における北米及び欧州の独占的開発、販売権の許諾。ただし、欧州の共同販売促進権は留保。	契約一時金、マイルストーン、発売後には同社と利益を一定率にて按分	平成19年10月29日から、関連特許権の満了日もしくは製品発売後10年間のいずれか遅く到達する日
株式会社TSD Japan	GEN0101の前立腺癌分野における国内独占的製造、開発、販売権の許諾	マイルストーン、発売後には同社と利益を按分	平成21年1月30日から、関連特許権の満了日もしくは製品発売後15年間のいずれか遅く到達する日

(4) 出資及び研究開発契約

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間
バイカル インク (米国)	Allovetin-7のアジアでの開発販売権の取得、アジアを除く米欧等でのロイヤリティ受取権の取得	米国第Ⅲ相臨床試験開発費の一部(同社への出資及び開発協力金として支払う)	平成18年5月25日から、各国ごとに、本件特許権の満了日又は発売後10年間の何れか遅く到来する日

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費は29億11百万円（前期比2億35百万円（△7.5%）の減少）となりました。

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）については、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びバージャー病を適応症として、平成20年3月に国内において製造販売承認申請をいたしました。現在は、他の新医療用医薬品と同様に規制当局による審査を受けております。国内については、第一三共株式会社との独占的販売契約の下で、両社でコラテジェンの上市に向けた準備を進めてまいります。

米国の開発に関しては、当社米国子会社が第Ⅲ相臨床試験の準備を昨年より本格化しております。具体的には、昨年6月に米国FDAとの第Ⅱ相臨床試験後相談（End of Phase II Meeting）を終え、現在は第Ⅲ相臨床試験の詳細計画の作成に移行した段階です。なお、第一三共株式会社と締結していたHGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の米国及び欧州における独占的販売契約は平成21年2月に終了しており、第Ⅲ相臨床試験については、今後、新たなパートナーを決定次第、開始したいと考えております。

NF- κ Bデコイオリゴに関しては、アトピー性皮膚炎に対する国内での第Ⅱ相臨床試験の結果、いくつかの評価指標で有効性を示唆する結果が得られました。アルフレッサファーマ株式会社と締結していたアトピー性皮膚炎を対象とする国内における共同開発契約は平成20年10月に終了いたしました。当社としては、新たなパートナーを選定し、当初の開発方針通り第Ⅲ相臨床試験を進めたいと考えております。

さらに、株式会社ジーンデザイン、株式会社ホソカワ粉体技術研究所及び大阪大学との間において、新規構造を有する核酸ハイブリッドデコイにより難治性炎症性疾患に対する医薬品開発を目指す産学4者共同研究開発を開始いたしました。

GEN0101については、子会社ジェノメディア株式会社において前臨床試験を進めておりますが、平成21年1月に株式会社TSD Japanに対し、前立腺癌分野の国内での独占的製造、開発、販売権を供与するライセンス契約を締結いたしております。なお、GEN0101については、がん免疫の制御を利用した治療薬として、平成20年11月に採択された先端医療開発特区（スーパー特区）の「免疫先端医薬品開発プロジェクト - 先端的抗体医薬品・アジュバントの革新的技術の開発」において免疫を強める治療薬の開発プログラムの一つとなっております。

一方、提携開発品については、ムコ多糖症Ⅵ型治療薬「ナグラザイム」の国内での製造販売承認を平成20年3月に取得し、同年4月に発売いたしました。本剤は、当社にとって製造販売承認を取得し、自社販売する初めての製品となりました。ナグラザイムは、ムコ多糖症Ⅵ型患者で欠損している酵素を外部から補う、いわゆる酵素補充療法を目的として開発された薬剤です。ムコ多糖症Ⅵ型に対する従来の治療法としては、骨髄移植術がありますが、ドナー確保の問題や移植に伴うリスクがあり、より安全で有効な治療法が求められていました。

STAT-1デコイオリゴについては、提携先のアヴォンテックゲーエムベーハーが欧州で実施していた喘息に対する前期第Ⅱ相臨床試験において、安全性は確認されたものの、同試験で設定していた期待通りの効果は確認されませんでした。

一方、尋常性乾癬に対する4週間の前期第Ⅱ相臨床試験においては、有効性に関しては、臨床症状を示す指標においては効果が確認されなかったものの、病理的所見（表皮厚測定）及びバイオマーカー（ケラチノサイト細胞増殖に特異的なマーカー）による複合指標においては有意な改善がみられており、これら特異的マーカーによる所見が臨床症状として現れるには一般的に12週間を要するため、より長期の試験における有効性向上を示唆する結果でした。安全性に関しては、特に問題はありませんでした。

同社では、両試験のデータをさらに解析し、今後の開発戦略を検討しています。

医薬品開発の状況

(自社品)

製品名/プロジェクト	対象疾患	地域	開発段階	主な提携先
コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)	末梢性血管疾患	日本	申請中	第一三共株式会社 (販売権供与)
		米国	第Ⅲ相準備中	未定
	虚血性心疾患	日本	臨床準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
		米国	第Ⅰ相	未定
パーキンソン病		前臨床	未定	
NF-κBデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	第Ⅱ相	未定
		欧米	前臨床	トランスクリプションファクターセラピューティクス社(米) (開発販売権供与)
	炎症性腸疾患	欧米	前臨床	
	乾癬	米国	前臨床	
		欧州	前臨床	アヴォンテック社(独) (開発販売権供与)
血管再狭窄予防		前臨床	メディキット株式会社 株式会社ホソカワ粉体技術研究所 (共同探索研究)	

(注) NF-κBデコイオリゴの欧米地域のライセンス契約については、平成20年10月24日付公表資料の通り、提携先及び対象疾患を変更しております。

(提携開発品)

製品名/プロジェクト	対象疾患	地域	開発段階	開発企業	当社の権利
ナグラザイム	ムコ多糖症Ⅵ型	日本	平成20年4月 販売開始	当社 (バイオマリンフ ァーマシューティ カル社(米)より 導入)	日本の開発、販売権
Allovectin-7	メラノーマ	米国	第Ⅲ相	バイカル社(米)	米国等売上高に対するロイヤリティ 受取権、アジアの 開発販売権
STAT-1デコイオリゴ	喘息	欧州	前期第Ⅱ相	アヴォンテック社 (独)	アジア地域の製 造、開発、販売権
	乾癬	欧州	前期第Ⅱ相	アヴォンテック社 (独)	アジア地域の製 造、開発、販売権

(連結子会社ジェノミディア株式会社の開発品)

開発コード	対象疾患	地域	開発段階	主な提携先
GEN0101	前立腺癌	日本	前臨床	株式会社TSD Japan (製造開発販売権供与)

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に記載のとおりであります。連結財務諸表及び注記事項等の作成上、必要な会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

<事業収益>

事業別	第8期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		第9期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		第10期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
医薬品	2,828,162	97.1	1,677,315	97.5	947,581	99.6
研究用試薬	4,029	0.1	—	—	—	—
その他	79,974	2.8	42,782	2.5	3,566	0.4
合計	2,912,166	100.0	1,720,098	100.0	951,147	100.0

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 第9期より、事業区分を「医薬品」、「その他」の2区分に見直し、従来の「研究用試薬」事業は「その他」に含めております。

当連結会計年度の事業収益は9億51百万円（前年同期比7億68百万円（△44.7%）の減収）となりました。

医薬品事業は9億47百万円となり、前年同期に対して7億29百万円（△43.5%）の減収となりました。ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」の販売を平成20年4月に開始し、当社として初めて医薬品販売による事業収益を計上しております。また、連結子会社ジェノメディア株式会社では、株式会社TSD Japanとの間で平成20年10月に行われた「GEN0101に関するライセンス契約締結に向けての基本合意」による関連収益を事業収益として計上しております。しかし、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）の製造販売承認申請や、NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎に対する国内での第Ⅱ相臨床試験の終了により、第一三共株式会社及びアルフレッサ ファーマ株式会社からの開発協力金が前年同期比で減少したこと、及び前年同期のマイヤーファーマシューティカルズ エルエルシー、丸石製薬株式会社からの契約一時金の反動減の影響により、前年同期比で減収となりました。

なお、事業収益に占める医薬品事業の割合は、99.6%と極めて高くなっております。

その他の事業は3百万円となり、前年同期に対し39百万円の減収、事業収益に対する割合は0.4%となりました。主に、前年同期に連結子会社ジェノメディア株式会社にて計上した、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構からの補助金収入の反動減によるものです。

<研究開発費>

当連結会計年度における研究開発費は29億11百万円（前年同期比2億35百万円（△7.5%）の減少）となりました。

Allovetin-7の開発に関する米国バイカル インクへの開発協力金支出があったものの、国内において製造販売承認申請に到った「コラテジェン」については開発費が大幅に減少しており、当連結会計年度における研究開発費は前年同期比で減少しております。当社グループのような研究開発型バイオベンチャー企業にとって研究開発は生命線でありますので、提携戦略により財務リスクの低減を図りながら、今後も積極的な研究開発投資を行っていく予定です。研究開発の詳細については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

<販売費及び一般管理費>

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は6億74百万円(前年同期比61百万円(10.1%)の増加)となりました。ナグラザイム販売開始に伴い、出荷及び販売促進費用が増加したことや、内部統制システム整備のための管理体制の強化に伴い人件費が増加したこと、及び東京支社家賃の改定に伴い地代家賃が増加したこと等により、前年同期と比べて増加いたしました。

<営業損失>

当連結会計年度の営業損失は26億84百万円(前年同期の営業損失は20億39百万円)となりました。ナグラザイム販売開始により新たに1億4百万円の商品売上を計上した一方、主に「コラテジェン」が国内において製造販売承認申請に到ったこと等に伴う開発協力金収入の減少により、事業収益は前年同期比7億68百万円の減少となりました。また事業費用は、Allovetin-7の開発に関する米国バイカル インクへの開発協力金の計上等により前年同期比1億24百万円の減少にとどまったため、営業損失は、前年同期より6億44百万円拡大しております。

<経常損失>

当連結会計年度の経常損失は25億41百万円(前年同期の経常損失は17億30百万円)となりました。営業損失の拡大に加えて主に補助金収入の減少により、前年同期より8億10百万円拡大しております。

<当期純損失>

当連結会計年度の当期純損失は、経常損失の拡大に加えて、当社の保有するバイカル インク株式の市場価格下落に伴い投資有価証券評価損9億20百万円を計上したこと、個別決算での子会社であるジェノメディア株式会社株式の減損処理に伴い連結決算で71百万円ののれん償却額を計上したこと、及び特許権を中心とした固定資産除却損16百万円を計上したこと等により、35億34百万円(前連結会計年度の当期純損失は17億28百万円)となり、前年同期より18億5百万円拡大しております。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は96億78百万円(前連結会計年度末比35億4百万円の減少)となりました。主に当期純損失35億34百万円の計上、及び前連結会計年度末に短期運用していた資金を当連結会計年度の研究開発費に充当したことにより有価証券が減少し、総資産は減少しております。

負債は7億14百万円(前連結会計年度末比1億62百万円の減少)となりました。主に「コラテジェン」が国内において製造販売承認申請に到ったことより、買掛金及び前受金が減少しております。

純資産は89億63百万円(前連結会計年度末比33億41百万円の減少)となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

(4) 将来の見通し

① 事業の見通し

当社は創薬系バイオベンチャーであり、主に以下の開発プロジェクトを進めております。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」については、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野において日米両国での開発を進めておりますが、特に末梢性血管疾患分野については日本において承認申請に至っており、さらに米国においては第Ⅲ相臨床試験の準備段階にあります。また、NF-κBデコイオリゴについては、アトピー性皮膚炎を対象とする第Ⅱ相臨床試験を終了した段階にあります。

一方、提携開発品としては、バイカル インクがメラノーマを対象とするAllovetin-7の第Ⅲ相臨床試験を米国及び欧州等において実施中です。

当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあり、現時点では当期純損失を計上しております。平成20年4月にムコ多糖症Ⅵ型治療薬「ナグラザイム」を発売したものの、上記の主要なプロジェクトにおいては医薬品の開発段階にあります。したがって、当社グループでは、これらのプロジェクトを成功させ、将来、医薬品販売により得られる収益によって損益を改善し、さらには当期純利益を拡大する計画であります。

② 見通しの前提及び見通しに関する注意事項

将来の見通しについては、当連結会計年度末において、入手可能な情報及び将来の業績に与える不
確実要因に関しての仮定を前提としております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、研究開発活動の拡充のため、当連結会計年度において総額43,549千円の設備投資を実施いたしました。主にIT機器の購入などの情報化投資や、研究所における研究開発機器への投資を実施しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成20年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	機械装置	工具器具備品	合計	
本社・彩都研究所 (大阪府茨木市)	研究用施設	9,146	72	31,167	40,386	27
東京支社 (東京都港区)	統括業務 施設	5,277	—	26,268	31,545	42
合計		14,423	72	57,435	71,932	69

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 本社・彩都研究所及び東京支社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社・彩都研究所	1,050.00	37,800
東京支社	817.14	67,279

(2) 国内子会社

(平成20年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	機械装置	工具器具備品	合計	
ジェノメディア 株式会社	本社・ 彩都研究所 (大阪府茨木市)	研究用施設	1,373	—	1,767	3,140	—
ジェノメディア 株式会社	池田ラボ (大阪府池田市)	研究用施設	2,452	1,954	12,429	16,836	10
合計			3,825	1,954	14,196	19,976	10

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 本社・彩都研究所及び池田ラボは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社・彩都研究所	147.50	5,310
池田ラボ	733.00	11,463

(3) 在外子会社

(平成20年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具器具備品	合計	
アンジェス インク	本社 (米国メリーランド州)	統括業務 施設	215	4,096	4,311	11
合計			215	4,096	4,311	11

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	彩都研究所 (大阪府茨木市)	試験研究機器等	42,000	28,551	増資資金	平成19年1月	平成22年12月
提出 会社	東京支社他 (東京都港区)	I T 関連設備	83,000	17,222	増資資金	平成19年1月	平成22年12月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,464
計	370,464

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	117,751	117,751	東京証券取引所 マザーズ市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。
計	117,751	117,751	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年8月3日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 2,933 (注) 1 ② 40	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	①平成15年8月5日～ 平成23年6月30日 ②平成14年6月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成14年1月31日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	632 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成14年3月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月30日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	270 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2 株式数は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成15年3月27日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	700 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891,785 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成24年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891,785 資本組入額 445,893	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	490 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 440 ② 50 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり671,779 ② 1株当たり584,000 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	①平成18年4月1日～ 平成25年12月31日 ②平成18年4月1日～ 平成25年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	①発行価格 671,779 資本組入額 335,890 ②発行価格 584,000 資本組入額 292,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	565 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	565 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり807,975 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～ 平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 807,975 資本組入額 403,988	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	995 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 850 (注) 2 ② 145	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり762,396 (注) 3, 4 ② 1株当たり583,000	同左
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～平成27年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 762,396 資本組入額 381,198 ② 発行価格 583,000 資本組入額 291,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	455 (注) 1	430 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 115 (注) 2 ② 340	① 115 (注) 2 ② 315
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり636,195 (注) 3, 4 ② 1株当たり651,000	同左
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～平成28年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 636,195 資本組入額 318,098 ② 発行価格 651,000 資本組入額 325,500	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日(平成20年3月28日)		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	390 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	390 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり428,551 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月13日～ 平成29年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 428,551 資本組入額 214,276	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。

6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。

また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年1月1日～ 平成16年12月31日 (注) 1	3,866	97,780	371,973	5,156,314	371,973	6,453,707
平成17年3月30日 (注) 2	—	97,780	—	5,156,314	△2,986,650	3,467,057
平成17年1月1日～ 平成17年12月31日 (注) 3	3,723	101,503	347,547	5,503,862	347,547	3,814,604
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注) 4	2,159	103,662	189,793	5,693,655	189,793	4,004,398
平成19年3月20日 (注) 5	12,000	115,662	3,570,840	9,264,495	3,570,840	7,575,238
平成19年4月17日 (注) 6	314	115,976	93,436	9,357,932	93,436	7,668,675
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注) 7	1,237	117,213	81,162	9,439,094	81,162	7,749,837
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注) 8	538	117,751	15,523	9,454,618	15,523	7,765,361

(注) 1 新株引受権・新株予約権の権利行使

2 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

3 新株引受権・新株予約権の権利行使

4 新株引受権・新株予約権の権利行使

5 有償・一般募集

発行価格 634,380円 発行価額 595,140円 資本組入額 297,570円

6 オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当

発行価格 595,140円 資本組入額 297,570円

割当先 野村証券株式会社

7 新株引受権・新株予約権の権利行使

8 新株引受権・新株予約権の権利行使

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	9	22	217	41	9	19,243	19,541	—
所有株式数(株)	—	1,921	2,576	11,850	4,174	15	97,215	117,751	—
所有株式数の割合(%)	—	1.63	2.19	10.06	3.55	0.01	82.56	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
森下 竜一	大阪府吹田市	9,134	7.75
中村 敏一	京都府京都市左京区	7,000	5.94
有限会社イー・シー・エス	東京都杉並区高井戸西2-16-20	3,925	3.33
森下 翔太	大阪府吹田市	2,400	2.03
森下 真弓	大阪府吹田市	2,200	1.86
バイオフィロンティア・グローバル投資事業組合 業務執行組合員 株式会社バイオフィロンティアパートナーズ	東京都中央区八重洲2-2-1	2,130	1.80
小谷 均	兵庫県西宮市	2,101	1.78
富田 憲介	東京都杉並区	1,503	1.27
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	1,487	1.26
坂田 三和子	大阪府豊中市	1,400	1.18
計	—	33,280	28.26

(注) 前事業年度末現在主要株主であった森下竜一は、当事業年度末では主要株主でなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,751	117,751	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,751	—	—
総株主の議決権	—	117,751	—

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5の規定に基づき、新株引受権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員並びに認定支援者に対して付与することを下記株主総会において決議されたもの、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員、当社及び当社子会社入社予定者並びに社外の協力者に対して付与することを下記株主総会において決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを下記株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成13年8月3日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成13年8月3日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 従業員 28名 認定支援者 1名及び3社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成14年1月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年1月31日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 31名 認定支援者 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成14年3月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成14年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 認定支援者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成14年6月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 21名 当社及び当社子会社入社予定者 11名 社外の協力者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成15年3月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成15年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社及び当社子会社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成19年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 当社子会社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成20年3月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名 当社子会社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年3月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,000株を上限とする。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 3、4、5
新株予約権の行使期間	平成21年3月27日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年を経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7

(注) 1 付与対象者の区分及び人数の詳細は定時株主総会後に開催される取締役会で決議いたします。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額(以下、「払込価額」という)は、新株予約権1個につき、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算により生じる1円未満の端数は切り上げます。

ただし、その金額が割当日の当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とします。

- 4 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 5 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 6 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4、5で定められる払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)7に準じて決定する。
- 7 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、当連結会計年度にムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」を発売したものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。次期についても当期純損失の計上を見込んでおり、利益配当は実施しない予定となっております。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の医薬品が上市され、その販売によって利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を検討したいと考えております。

なお、剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日の期末配当並びに毎年6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
最高(円)	852,000	913,000	930,000	841,000	602,000
最低(円)	489,000	531,000	360,000	485,000	100,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	395,000	325,000	303,000	213,000	181,000	165,800
最低(円)	290,000	285,000	189,100	100,200	147,000	123,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	—	榎 史朗	昭和12年10月3日生	昭和35年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 平成3年6月 モンサント化成株式会社取締役事務管理部長 平成6年3月 生化学工業株式会社入社 理事 平成6年4月 同社企画部長 平成6年6月 同社取締役企画部長 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年3月 当社取締役 平成17年6月 生化学工業株式会社代表取締役会長 平成19年10月 当社取締役会長(現任)	注1	—
代表取締役社長 社長執行役員	—	山田 英	昭和25年6月27日生	昭和56年4月 日本学術振興会 奨励研究員 昭和57年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 株式会社そーせい入社 平成7年1月 宝酒造株式会社入社 平成12年8月 ドラゴン・ジェノミクス株式会社(現タカラバイオ株式会社)取締役 平成13年5月 当社入社 事業開発本部長 平成13年8月 当社取締役 平成14年6月 アンジェス ユーロ リミテッド CEO(現任) 平成14年9月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年9月 アンジェス インクCEO(現任)	注1	520
取締役 副社長執行役員	第一臨床開発部、第二臨床開発部、製品戦略部、事業開発部 管掌	佐味 俊介	昭和29年2月22日生	昭和53年4月 住友化学株式会社入社 昭和59年4月 住友製薬株式会社(現大日本住友製薬株式会社)転籍 平成3年6月 同社研究企画部部長代理 平成7年4月 同社研究開発推進部部長代理役 平成13年4月 同社ライセンス部部長 平成15年3月 同社アメリカ現地法人CEO 平成19年5月 医薬分子設計研究所株式会社入社 執行役員 事業開発部長 平成20年1月 ブリストル・マイヤーズ株式会社入社 平成20年4月 同社ビジネスディベロップメント部長 平成20年9月 当社入社 執行役員(現任) 平成21年3月 当社取締役副社長(現任)	注1	—
取締役 執行役員	CIPO(最高知的財産責任者) 知的財産部長	中本 浩司	昭和28年9月26日生	昭和53年4月 エーザイ株式会社入社 平成11年4月 同社知的財産部統括課長 平成14年6月 当社入社 平成15年10月 当社事業開発本部知的財産部長 平成18年4月 当社執行役員 最高知的財産責任者 事業開発本部知的財産部長 平成19年9月 当社執行役員 最高知的財産責任者 知的財産部長(現任) 平成20年3月 当社取締役(現任)	注1	—
取締役 執行役員	創薬研究本部長	玄番 岳践	昭和39年12月12日生	平成2年4月 塩野義製薬株式会社入社 平成11年4月 同社創薬研究所生体防御部門主任研究員 平成12年1月 米国スクリプス研究所出向 客員研究員 平成15年1月 当社入社 平成15年10月 当社研究開発本部創薬研究部長 平成16年9月 当社創薬研究本部長 平成18年4月 当社執行役員 創薬研究本部長(現任) 平成20年3月 当社取締役(現任)	注1	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	森下 竜一	昭和37年5月12日生	平成3年4月 大阪大学医学部研究生老年病医学教室 平成3年8月 米国スタンフォード大学循環器科研究員 平成4年7月 アメリカ循環器学会特別研究員 平成6年4月 大阪大学研究生医学部老年病医学教室 米国スタンフォード大学循環器科客員講師 平成7年4月 学術振興会特別研究員 平成8年10月 大阪大学助手医学部老年病医学教室 平成10年10月 大阪大学大学院医学系研究科遺伝子治療学助教授 大阪大学大学院医学系研究科加齢医学助教授 平成12年1月 香港大学客員教授 平成12年11月 当社取締役(現任) 平成15年3月 大阪大学大学院医学系研究科臨床遺伝子治療学客員教授 平成16年4月 大阪大学大学院医学系研究科臨床遺伝子治療学寄附講座教授(現任)	注1	9,134
取締役	—	北里 一郎	昭和7年6月18日生	昭和30年4月 明治製菓株式会社入社 昭和63年4月 同社取締役 薬品開発本部副本部長 薬品開発企画部長 平成元年6月 同社常務取締役 薬品開発副本部長 平成3年6月 同社専務取締役 薬品事業統括特許管掌 平成5年6月 同社代表取締役副社長 薬品事業統括 特許管掌 平成7年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長 平成18年6月 明治製菓株式会社最高顧問(現任) 平成20年3月 当社取締役(現任)	注1	—
常勤監査役	—	大村 憲昭	昭和19年4月28日生	昭和43年4月 住友化学工業株式会社入社 昭和59年4月 住友製薬株式会社(現大日本住友製薬株式会社)転籍 昭和63年4月 同社総合企画部部長代理 平成2年4月 同社企画部部長 平成3年7月 同社企画部長 平成6年4月 同社開発本部部長 平成9年7月 住友化学工業株式会社転籍 同社技術室部長 医薬事業室部長 住友製薬バイオメディカル株式会社(現DSファーマバイオメディカル株式会社) 常務取締役 株式会社カワニシホールディングス入社 執行役員 平成13年4月 当社監査役(現任) 平成19年7月 平成21年3月	注2	—
監査役	—	遠山 伸次	昭和17年12月21日生	昭和40年4月 塩野義製薬株式会社入社 平成12年3月 近畿バイオインダストリー振興会議(現特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議) 事務局長 当社監査役(現任) 平成14年3月 特定非営利活動法人 近畿バイオインダストリー振興会議 専務理事 平成15年4月 平成17年6月 同法人 理事・クラスターマネージャー 平成18年6月 同法人 専務理事・クラスターマネージャー(現任)	注2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	菱田 忠士	昭和17年8月14日生	昭和45年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 平成3年9月 株式会社三菱化成生命科学研究(現株式会社三菱化学生命科学研究) 出向 研究調整部長 平成7年8月 三菱化学株式会社 医薬カンパニー先端医療グループGM 平成9年12月 東京田辺製薬株式会社(現田辺三菱製薬株式会社)出向 研究開発本部参与 平成11年10月 三菱東京製薬株式会社(現田辺三菱製薬株式会社) 研究開発本部ライセンス部 平成12年4月 財団法人ダイヤ高齢社会研究財団常務理事及び高齢社会NGO連携協議会理事 平成14年4月 菱田興産株式会社代表取締役社長(現任) 平成14年6月 当社監査役(現任) 平成14年8月 三重大学医学部産学連携医学研究推進機構マネジメント・プロフェッサー 平成16年10月 株式会社イミュノフロンティア代表取締役 平成19年7月 同社取締役(現任)	注2	—
計						9,659

- (注) 1 平成21年3月27日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時。
2 平成21年3月27日後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時。
3 取締役森下竜一及び北里一郎の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4 監査役大村憲昭、遠山伸次及び菱田忠士の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は7名で、上記4名の他、取締役を兼務しない執行役員は、経理部長兼内部監査室長の植田俊道、第一臨床開発部長の須田浩幸、製品戦略部長の関誠の3名であります。
6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
鈴木 茂	昭和12年5月21日生	昭和35年4月 株式会社三菱銀行(現三菱東京UFJ銀行)入社 昭和60年4月 財団法人三菱経済研究所出向 研究部長 平成2年10月 ダイヤモンドビジネスコンサルティング株式会社(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)入社 プリンシパルコンサルタント 平成17年12月 株式会社イミュノフロンティア 監査役(現任)	注	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容

平成21年3月31日現在、取締役会は各分野のエキスパートである取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。取締役の任期については、取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、定款で1年と規定しております。

また、監査役会は3名(全員が社外監査役)で構成されており、うち1名は常勤監査役です。全監査役は取締役会に出席しており、取締役会への監視機能を強化しております。

さらに、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。平成21年3月31日現在、執行役員は7名で構成されております。

(2) 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社及び当社グループは、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、内部統制システム及びリスク管理体制の整備に努めております。取締役会は毎月1回以上開催されており、迅速かつ効率的な経営監視体制がとられております。監査役会は取締役会と連動して毎月1回以上開催されており、迅速かつ公正な監査体制がとられております。

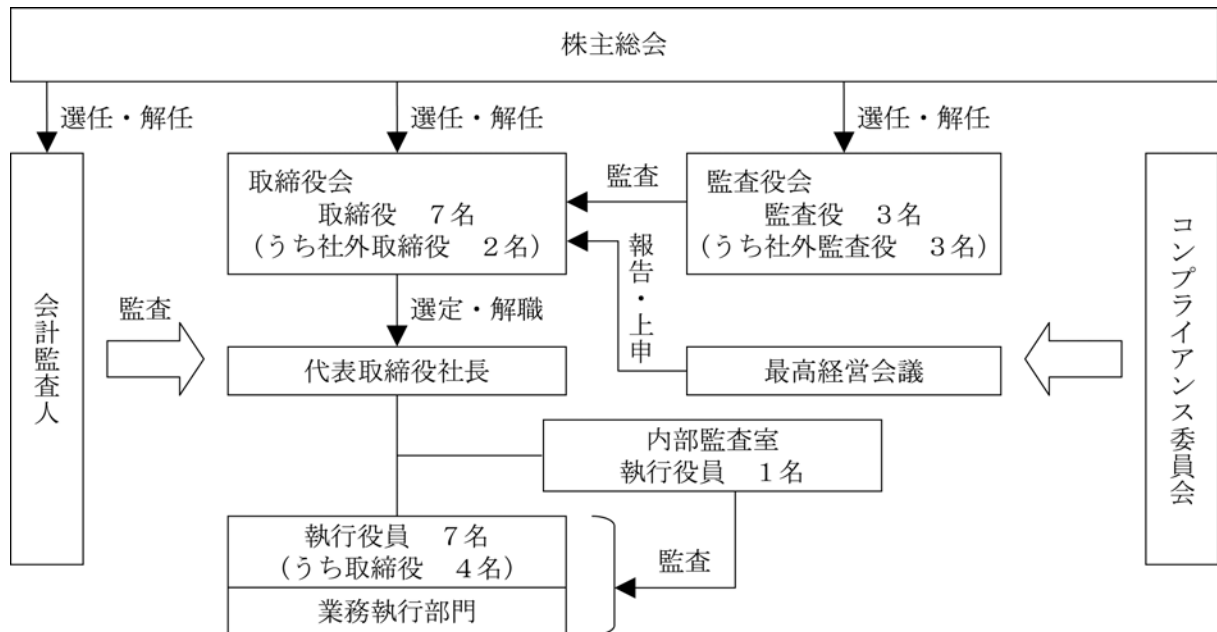
業務執行の監査にあたっては、監査役が被監査部門を直接監査し、計画的・網羅的に充実した監査を行うよう配慮しております。

さらに、代表取締役社長の特命に基づき、当社の全部署を対象として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として計画的・網羅的な内部監査が実施されております。内部監査は内部監査室において執行役員1名及び従業員1名(兼務)により行われております。内部監査の結果は取締役だけではなく監査役にも報告され、会計監査の結果と合わせて改善状況の監視がなされております。

リスク管理体制としては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括し、コンプライアンスの状況について確認を行う体制を整えています。各分野におけるリスク管理としては、担当部門による自律的な管理を基本とし、その状況については内部監査室によるモニタリングを行い、実効性を確保する他、全社的なリスク管理については、コンプライアンス委員会がリスク管理を統括しております。

適時開示については、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示や、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略について、迅速かつ正確なディスクロージャーの充実に努めております。

当社の内部統制システム及びリスク管理体制を図示すると次のとおりであります。



(3) 当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要
社外取締役であり大阪大学大学院医学系研究科の寄附講座教授である森下竜一氏は当社の創業者であり、平成20年12月31日現在、当社株式の7.75%を所有しております。

社外監査役である菱田忠士氏は株式会社イミュノフロンティアの取締役であり、当社は同社に対して知的財産権を譲渡し、その対価として製品上市後のロイヤリティを受け取る権利を有しておりますが、資本的关系はありません。なお、当社代表取締役社長である山田英は、株式会社イミュノフロンティアの社外取締役であり、同社普通株式の1.8%を所有しております。

(4) 取締役の定数及び選解任の概要

当社は取締役を7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任の決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。解任の決議要件については、会社法と異なる別段の定めはありません。

(5) 株主総会の特別決議の要件

会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(6) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことができることを目的とするものであります。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことができることを目的とするものであります。

(7) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額	7名	73,236千円(注)	(うち社外取締役	3名	14,040千円(注))
監査役の年間報酬総額	3名	16,800千円	(うち社外監査役	3名	16,800千円)

(注) 取締役の年間報酬総額及び社外取締役の年間報酬総額には平成20年3月28日退任の岩谷邦夫氏に対する報酬を含めて記載しております。

(8) 監査報酬の内容

監査法人トーマツへの報酬

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する

業務に基づく報酬の金額

12,200千円

上記以外の報酬の金額

東京証券取引所の定めるマザーズ上場会社の「四半期財務諸

表に対する意見表明に係る基準」に基づく業務に係る報酬

2,300千円

内部統制構築に関する助言指導に係る報酬

840千円

(9) 会計監査の状況

当社は監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数

指定社員 業務執行社員：片岡 久依 5年

指定社員 業務執行社員：勢志 元 1年

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名 会計士補 2名 その他 4名

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)及び前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)及び当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1		現金及び預金	6,576,024		6,299,571	
2		売掛金	99,440		75,481	
3		有価証券	3,401,500		1,001,075	
4		たな卸資産	572,456		587,941	
5		前渡金	721,606		282,313	
6		前払費用	33,542		29,414	
7		立替金	2,451		677	
8		その他	64,023		33,133	
		流動資産合計	11,471,045	87.0	8,309,609	85.9
II 固定資産						
1 有形固定資産						
		(1) 建物	59,233		58,419	
		減価償却累計額	△36,608		△39,955	
		(2) 機械装置	86,344		54,326	
		減価償却累計額	△82,208		△52,298	
		(3) 工具器具備品	402,418		408,611	
		減価償却累計額	△317,355		△332,839	
		有形固定資産合計	111,823	0.8	96,264	1.0
2 無形固定資産						
		(1) のれん	82,670		—	
		(2) 特許権	264,223		252,912	
		(3) その他	42,796		28,587	
		無形固定資産合計	389,690	3.0	281,500	2.9
3 投資その他の資産						
		(1) 投資有価証券	1,073,226		861,434	
		(2) 敷金保証金	49,574		54,233	
		(3) その他	87,061		75,361	
		投資その他の資産合計	1,209,862	9.2	991,030	10.2
		固定資産合計	1,711,377	13.0	1,368,795	14.1
		資産合計	13,182,423	100.0	9,678,405	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金		108,511		7,237	
2 未払金		56,178		49,162	
3 未払費用		5,675		16,109	
4 未払法人税等		33,924		27,077	
5 前受金		664,178		605,566	
6 預り金		8,426		9,466	
流動負債合計		876,895	6.7	714,619	7.4
負債合計		876,895	6.7	714,619	7.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		9,439,094	71.6	9,454,618	97.7
2 資本剰余金		7,749,837	58.8	7,765,361	80.2
3 利益剰余金		△4,702,323	△35.7	△8,236,695	△85.1
株主資本合計		12,486,608	94.7	8,983,284	92.8
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		△225,219	△1.7	△46,016	△0.5
2 為替換算調整勘定		△4,231	△0.0	△33,899	△0.3
評価・換算差額等合計		△229,451	△1.7	△79,916	△0.8
III 新株予約権		18,474	0.1	60,418	0.6
IV 少数株主持分		29,896	0.2	—	—
純資産合計		12,305,527	93.3	8,963,785	92.6
負債純資産合計		13,182,423	100.0	9,678,405	100.0

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 事業収益							
1 商品売上高	※1	—			104,132		
2 研究開発事業収益		1,720,098	1,720,098	100.0	847,015	951,147	100.0
II 事業費用							
1 売上原価	※1	—			49,339		
2 研究開発費	※2	3,147,011			2,911,721		
3 販売費及び一般管理費	※3	612,831	3,759,843	218.6	674,741	3,635,802	382.3
営業損失			2,039,744	△118.6		2,684,654	△282.3
III 営業外収益							
1 受取利息		39,305			42,114		
2 有価証券売却益		5,774			—		
3 補助金収入		318,658			126,655		
4 還付消費税等		1,391			—		
5 業務受託料	※4	9,047			7,539		
6 雑収入		849	375,026	21.8	10,036	186,345	19.6
IV 営業外費用							
1 株式交付費		44,381			1,053		
2 投資事業組合運用損失	※4	15,676			14,713		
3 為替差損		6,036			26,982		
4 雑損失		—	66,094	3.8	7	42,756	4.5
経常損失			1,730,813	△100.6		2,541,065	△267.2
V 特別損失							
1 のれん償却額	※5	—			71,774		
2 固定資産売却損	※6	—			1,304		
3 固定資産除却損	※7	25,287			16,350		
4 投資有価証券評価損		9,999	35,287	2.1	920,501	1,009,929	106.2
税金等調整前当期純損失			1,766,100	△102.7		3,550,995	△373.3
法人税、住民税及び事業税			12,665	0.7		13,272	1.4
少数株主損失			50,315	2.9		29,896	3.1
当期純損失			1,728,450	△100.5		3,534,371	△371.6

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年12月31日残高(千円)	5,693,655	4,004,398	△2,973,873	6,724,179
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)	3,745,439	3,745,439		7,490,878
当期純損失			△1,728,450	△1,728,450
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計(千円)	3,745,439	3,745,439	△1,728,450	5,762,428
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,702,323	12,486,608

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年12月31日残高(千円)	32,985	574	33,559	1,219	—	6,758,959
連結会計年度中の変動額						
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)						7,490,878
当期純損失						△1,728,450
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△258,205	△4,805	△263,010	17,254	29,896	△215,859
連結会計年度中の変動額合計(千円)	△258,205	△4,805	△263,010	17,254	29,896	5,546,568
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	△4,231	△229,451	18,474	29,896	12,305,527

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,702,323	12,486,608
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権等の行使)	15,523	15,523		31,047
当期純損失			△3,534,371	△3,534,371
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計(千円)	15,523	15,523	△3,534,371	△3,503,324
平成20年12月31日残高(千円)	9,454,618	7,765,361	△8,236,695	8,983,284

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	△4,231	△229,451	18,474	29,896	12,305,527
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権等の行使)						31,047
当期純損失						△3,534,371
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	179,203	△29,668	149,534	41,943	△29,896	161,582
連結会計年度中の変動額合計(千円)	179,203	△29,668	149,534	41,943	△29,896	△3,341,742
平成20年12月31日残高(千円)	△46,016	△33,899	△79,916	60,418	—	8,963,785

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純損失		△1,766,100	△3,550,995
2 減価償却費		147,991	146,597
3 のれん償却額		15,534	82,670
4 受取利息		△39,305	△42,114
5 為替差損益		△478	26,386
6 投資事業組合運用損失		21,629	19,673
7 固定資産売却損		—	1,304
8 固定資産除却損		25,287	16,350
9 投資有価証券評価損		9,999	920,501
10 株式交付費		44,381	1,053
11 株式報酬費用		17,254	41,943
12 売上債権の増減額(△は増加)		29,699	23,959
13 たな卸資産の増減額(△は増加)		△129,014	△15,485
14 仕入債務の増減額(△は減少)		8,285	△101,274
15 前渡金の増減額(△は増加)		61,515	439,292
16 未払金の増減額(△は減少)		△42,178	△4,440
17 前受金の増減額(△は減少)		△341,808	△58,612
18 その他の流動資産の増減額(△は増加)		12,852	34,675
19 その他の流動負債の増減額(△は減少)		△69,077	3,454
小計		△1,993,532	△2,015,059
20 利息の受取額		30,837	48,653
21 法人税等の支払額		△13,548	△11,658
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,976,242	△1,978,065

		前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出		△300,000	△500,000
2 定期預金の払戻による収入		—	300,000
3 有価証券の取得による支出		△4,398,785	△1,902,667
4 有価証券の償還による収入		1,300,000	4,300,000
5 有形固定資産の取得による支出		△22,781	△44,938
6 有形固定資産の売却による収入		—	232
7 無形固定資産の取得による支出		△57,137	△69,980
8 投資有価証券の取得による支出		△160,000	△550,600
9 連結子会社株式の追加取得による支出		△12,200	—
10 長期前払費用の増加による支出		△8,762	—
11 敷金保証金の差入による支出		△12,666	△5,346
12 敷金保証金の回収による収入		3,877	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,668,456	1,526,699
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 株式の発行による収入		7,446,496	29,993
財務活動によるキャッシュ・フロー		7,446,496	29,993
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△4,029	△55,080
V 現金及び現金同等物の増加額(△は減少)		1,797,768	△476,452
VI 現金及び現金同等物の期首残高		4,478,255	6,276,024
VII 現金及び現金同等物の期末残高		6,276,024	5,799,571

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 (1) 連結子会社……3社 アンジェス インク アンジェス ユーロ リミテッド ジェノメディア株式会社</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 同左</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p>
<p>3 連結子会社の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度に関する事項 同左</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ② たな卸資産 (a) 原材料 移動平均法による原価法 (b) 仕掛品 個別法による原価法 (c) 貯蔵品 最終仕入原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 機械装置 3年～4年 工具器具備品 3年～15年 ② 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 (a) 商品、原材料 同左 (b) 仕掛品 同左 (c) 貯蔵品 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6 のれんの償却に関する事項 のれんは、5年間で均等償却しております。</p>	<p>6 のれんの償却に関する事項 同左</p>
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。</p>	<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報の注記に記載のとおりであります。</p>	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>当連結会計年度から改正後の連結財務諸表規則に基づき「連結調整勘定」を「のれん」と表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>当連結会計年度から「連結調整勘定」を「のれん」と表示したことに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「連結調整勘定償却額」を「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>また、当連結会計年度から改正後の連結財務諸表規則ガイドラインに基づき「譲渡性預金の預入による支出」は、「有価証券の取得による支出」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「譲渡性預金の預入による支出」は500,000千円であります。</p>	

追加情報

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)	当連結会計年度 (平成20年12月31日)
<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約の総額 1,900,000千円</p> <p>当連結会計年度末残高 ー 千円</p>	<p>1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当座貸越契約の総額 1,900,000千円</p> <p>当連結会計年度末残高 ー 千円</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
※1	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、54,793千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当	給与手当
615,402千円	594,534千円
旅費交通費	旅費交通費
91,519	70,472
支払手数料	支払手数料
199,434	186,085
外注費	外注費
1,477,101	1,147,213
研究用材料費	研究用材料費
47,932	167,873
消耗品費	消耗品費
129,465	115,090
減価償却費	減価償却費
122,542	120,139
※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬	役員報酬
75,186千円	75,336千円
給与手当	給与手当
161,954	210,681
法定福利費	法定福利費
24,191	28,947
派遣社員費	派遣社員費
16,784	9,253
広告宣伝費	広告宣伝費
10,995	12,547
旅費交通費	旅費交通費
27,776	28,730
支払手数料	支払手数料
120,283	111,610
地代家賃	地代家賃
31,124	36,332
減価償却費	減価償却費
13,249	14,757
のれん償却額	のれん償却額
15,534	10,896
※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる5,952千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。	※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる4,960千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。
※5	※5 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成19年3月29日会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。
※6	※6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。
※7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	※7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
建物	建物
2,053千円	36千円
工具器具備品	工具器具備品
611	2,782
特許権	特許権
20,810	13,189
ソフトウェア	ソフトウェア
401	341
原状回復費用	計
1,410	16,350
計	
25,287	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	103,662	13,551	—	117,213
合計	103,662	13,551	—	117,213

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、公募による新株の発行による増加が12,000株、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株の発行が314株、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が1,237株であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	18,474

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	117,213	538	—	117,751
合計	117,213	538	—	117,751

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加が538株であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	60,418

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	6,576,024千円	現金及び預金勘定	6,299,571千円
有価証券勘定	3,401,500	有価証券勘定	1,001,075
預入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金	△300,000	預入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金	△500,000
取得日から償還日までの期間 が3ヶ月を超える債券等	△3,401,500	取得日から償還日までの期間 が3ヶ月を超える債券等	△1,001,075
現金及び現金同等物	6,276,024千円	現金及び現金同等物	5,799,571千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p style="padding-left: 20px;">① 支払リース料 625千円</p> <p style="padding-left: 20px;">② 減価償却費相当額 585</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 支払利息相当額 7</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">5,659</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">5,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p style="padding-left: 20px;">1年内 1,051千円</p> <p style="padding-left: 20px;">1年超 4,505</p> <p style="padding-left: 20px;">合計 5,556</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p style="padding-left: 20px;">① 支払リース料 103千円</p> <p style="padding-left: 20px;">② 減価償却費相当額 94</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 支払利息相当額 —</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	5,659	94	5,564
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)						
工具器具備品	5,659	94	5,564						

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	2,498,056	2,498,688	631
③ その他	—	—	—
小計	2,498,056	2,498,688	631
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	776,594	514,991	△261,602
② 債券	403,123	402,812	△311
③ その他	—	—	—
小計	1,179,718	917,803	△261,914
合計	3,677,775	3,416,492	△261,282

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
4,824,218	5,774	—

3 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
① 非上場株式	19,194
② 投資事業有限責任組合出資金	538,660
③ 信託受益権	500,000
④ その他	380
合計	1,058,234

4 その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
① 債券				
国債・地方債等	500,000	—	—	—
社債	2,400,000	—	—	—
② その他	500,000	—	—	—
合計	3,400,000	—	—	—

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	900,405	901,080	674
③ その他	—	—	—
小計	900,405	901,080	674
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	278,664	278,664	—
② 債券	100,000	99,995	△4
③ その他	—	—	—
小計	378,664	378,659	△4
合計	1,279,069	1,279,739	△669

(注) 表中の「取得価額」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損920,501千円を計上しております。

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
① 非上場株式	119,224
② 投資事業有限責任組合出資金	463,165
③ 信託受益権	—
④ その他	380
合計	582,770

3 その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
① 債券				
国債・地方債等	900,000	—	—	—
社債	100,000	—	—	—
② その他	—	—	—	—
合計	1,000,000	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成19年12月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度末(平成20年12月31日現在)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

研究開発費(株式報酬費用) 14,846千円

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 2,407千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	認定支援者 1名及び3社	当社取締役 5名 当社従業員 28名	当社従業員 29名 子会社従業員 2名 認定支援者 18名
ストック・オプション数(注)	普通株式 160株	普通株式 12,698株	普通株式 7,877株
付与日	平成13年8月21日	平成13年8月21日	平成14年2月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	自 平成13年8月21日 至 平成15年8月4日	自 平成14年2月19日 至 平成16年1月31日
権利行使期間	自 平成14年6月1日 至 平成23年6月30日	自 平成15年8月5日 至 平成23年6月30日	自 平成16年2月1日 至 平成23年12月31日

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名 認定支援者 5名	当社従業員 17名 子会社従業員 4名 当社入社予定者 8名 子会社入社予定者 3名	当社取締役 1名 当社従業員 12名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 1,120株	普通株式 2,800株	普通株式 2,350株
付与日	平成14年3月29日	平成14年7月22日	平成15年11月17日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成14年3月29日 至 平成16年3月29日	自 平成14年7月22日 至 平成16年6月21日	自 平成15年11月17日 至 平成17年3月31日
権利行使期間	自 平成16年3月30日 至 平成23年12月31日	自 平成16年6月22日 至 平成23年12月31日	自 平成17年4月1日 至 平成24年12月31日

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 50株	普通株式 850株	普通株式 1,475株
付与日	平成16年9月17日	平成17年2月21日	平成17年10月31日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成16年9月17日 至 平成18年3月31日	自 平成17年2月21日 至 平成18年3月31日	自 平成17年10月31日 至 平成19年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成26年12月31日

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 9名	子会社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 975株	普通株式 280株	普通株式 135株
付与日	平成18年4月24日	平成18年12月25日	平成19年5月9日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成18年4月24日 至 平成20年3月31日	自 平成18年12月25日 至 平成20年12月25日	自 平成19年5月9日 至 平成21年5月8日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年12月26日 至 平成27年12月31日	自 平成21年5月9日 至 平成28年12月31日

	平成19年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	当社従業員 11名 子会社従業員 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 355株
付与日	平成19年12月5日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成19年12月5日 至 平成21年12月4日
権利行使期間	自 平成21年12月5日 至 平成28年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

b) 連結子会社 (ジェノメディア株式会社)

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	同社取締役 2名 同社従業員 14名	同社従業員 2名	同社従業員 2名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 750株	普通株式 140株	普通株式 160株
付与日	平成17年4月26日	平成18年6月29日	平成19年2月27日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成17年4月26日 至 平成18年5月20日	自 平成18年6月29日 至 平成20年3月31日	自 平成19年2月27日 至 平成20年3月31日
権利行使期間(注) 2	自 平成18年5月21日 至 平成25年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 株式の上場日より前は権利行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40	4,259	949
権利確定	—	—	—
権利行使	—	806	268
失効	—	—	—
未行使残	40	3,453	681

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	189	477	1,100
権利確定	—	—	—
権利行使	22	138	—
失効	—	—	400
未行使残	167	339	700

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	955
付与	—	—	—
失効	—	—	70
権利確定	—	—	885
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	50	700	—
権利確定	—	—	885
権利行使	—	3	—
失効	—	257	70
未行使残	50	440	815

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	975	280	—
付与	—	—	135
失効	25	105	—
権利確定	—	—	—
未確定残	950	175	135
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成19年 ストック・オプション②
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	355
失効	—
権利確定	—
未確定残	355
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

b) 連結子会社（ジェノメディア株式会社）

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	140	—
付与	—	—	160
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	140	160
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	605	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	30	—	—
未行使残	575	—	—

②単価情報

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	280,396 (注)
行使時平均株価 (円)	—	666,824	661,470
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	280,396 (注)	280,396 (注)	891,785
行使時平均株価 (円)	573,273	694,428	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	584,000	671,779	807,975
行使時平均株価 (円)	—	722,000	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	762,396	583,000	636,195
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	275,234	286,901

	平成19年 ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	651,000
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価(付与日) (円)	304,168

(注) 平成14年9月25日付け新株発行による権利行使価格の調整を行っております。

b) 連結子会社 (ジェノメディア株式会社)

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年 ストック・オプション①	平成19年 ストック・オプション②
株価変動性	49% (注) 1	49% (注) 2
予想残存期間 (注) 3	6年3ヶ月	5年11ヶ月
予想配当 (注) 4	—	—
無リスク利子率 (注) 5	1.35%	1.05%

- (注) 1 株価の変動性の算定は、付与日までの過去4年8ヶ月間(上場日から平成19年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。
- 2 株価の変動性の算定は、付与日までの過去5年3ヶ月間(上場日から平成19年12月まで)の株価実績に基づき算定しております。
- 3 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
- 4 平成19年12月期において配当の実績はありません。
- 5 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 連結子会社(ジェノメディア株式会社)

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについては、当該連結子会社は未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りにっております。

- ① 株式の価値算定に使用した評価方法 DCF法
- ② 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
- ③ 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の実績に基づき、将来の失効数を見積もる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

研究開発費(株式報酬費用)	29,584千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	12,359千円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	認定支援者 1名及び3社	当社取締役 5名 当社従業員 28名	当社従業員 29名 子会社従業員 2名 認定支援者 18名
ストック・オプション数(注)	普通株式 160株	普通株式 12,698株	普通株式 7,877株
付与日	平成13年8月21日	平成13年8月21日	平成14年2月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	自 平成13年8月21日 至 平成15年8月4日	自 平成14年2月19日 至 平成16年1月31日
権利行使期間	自 平成14年6月1日 至 平成23年6月30日	自 平成15年8月5日 至 平成23年6月30日	自 平成16年2月1日 至 平成23年12月31日

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名 認定支援者 5名	当社従業員 17名 子会社従業員 4名 当社入社予定者 8名 子会社入社予定者 3名	当社取締役 1名 当社従業員 12名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 1,120株	普通株式 2,800株	普通株式 2,350株
付与日	平成14年3月29日	平成14年7月22日	平成15年11月17日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。	被付与者が取締役又は従 業員の地位を失った場合 は原則として権利行使を することはできません。
対象勤務期間	自 平成14年3月29日 至 平成16年3月29日	自 平成14年7月22日 至 平成16年6月21日	自 平成15年11月17日 至 平成17年3月31日
権利行使期間	自 平成16年3月30日 至 平成23年12月31日	自 平成16年6月22日 至 平成23年12月31日	自 平成17年4月1日 至 平成24年12月31日

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 50株	普通株式 850株	普通株式 1,475株
付与日	平成16年9月17日	平成17年2月21日	平成17年10月31日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成16年9月17日 至 平成18年3月31日	自 平成17年2月21日 至 平成18年3月31日	自 平成17年10月31日 至 平成19年3月31日
権利行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成18年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成26年12月31日

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 9名	子会社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 975株	普通株式 280株	普通株式 135株
付与日	平成18年4月24日	平成18年12月25日	平成19年5月9日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成18年4月24日 至 平成20年3月31日	自 平成18年12月25日 至 平成20年12月25日	自 平成19年5月9日 至 平成21年5月8日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年12月26日 至 平成27年12月31日	自 平成21年5月9日 至 平成28年12月31日

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 11名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 355株	普通株式 390株
付与日	平成19年12月5日	平成20年5月13日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成19年12月5日 至 平成21年12月4日	自 平成20年5月13日 至 平成22年5月12日
権利行使期間	自 平成21年12月5日 至 平成28年12月31日	自 平成22年5月13日 至 平成29年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

b) 連結子会社（ジェノメディア株式会社）

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	同社取締役 2名 同社従業員 14名	同社従業員 2名	同社従業員 2名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 750株	普通株式 140株	普通株式 160株
付与日	平成17年4月26日	平成18年6月29日	平成19年2月27日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成17年4月26日 至 平成18年5月20日	自 平成18年6月29日 至 平成20年3月31日	自 平成19年2月27日 至 平成20年3月31日
権利行使期間(注) 2	自 平成18年5月21日 至 平成25年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 株式の上場日より前は権利行使できません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)	—	—	—
前連結会計年度末	40	3,453	681
権利確定	—	—	—
権利行使	—	520	13
失効	—	—	36
未行使残	40	2,933	632

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)	—	—	—
前連結会計年度末	167	339	700
権利確定	—	—	—
権利行使	5	—	—
失効	—	69	—
未行使残	162	270	700

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	50	440	815
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	250
未行使残	50	440	565

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	950	175	135
付与	—	—	—
失効	100	30	20
権利確定	850	145	—
未確定残	—	—	115
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	850	145	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	850	145	—

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	355	—
付与	—	390
失効	15	—
権利確定	—	—
未確定残	340	390
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

b) 連結子会社（ジェノメディア株式会社）

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	140	160
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	140	160
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	575	—	—
権利確定	—	140	160
権利行使	—	—	—
失効	—	—	80
未行使残	575	140	80

②単価情報

a) 提出会社

	平成13年 ストック・オプション①	平成13年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	280,396 (注)
行使時平均株価 (円)	—	273,985	473,308
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成14年 ストック・オプション②	平成14年 ストック・オプション④	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	280,396 (注)	280,396 (注)	891,785
行使時平均株価 (円)	461,000	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成16年 ストック・オプション②	平成16年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	584,000	671,779	807,975
行使時平均株価 (円)	—	722,000	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	762,396	583,000	636,195
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	275,234	286,901

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	651,000	428,551
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	304,168	178,454

(注) 平成14年9月25日付け新株発行による権利行使価格の調整を行っております。

b) 連結子会社（ジェノメディア株式会社）

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年 ストック・オプション
株価変動性	49% (注) 1
予想残存期間 (注) 2	6年3ヶ月
予想配当 (注) 3	—
無リスク利率 (注) 4	1.22%

- (注) 1 株価の変動性の算定は、付与日までの過去5年8ヶ月間(上場日から平成20年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。
 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
 3 平成20年12月期において配当の実績はありません。
 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 連結子会社(ジェノメディア株式会社)

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについては、当該連結子会社は未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております

- ① 株式の価値算定に使用した評価方法 DCF法
 ② 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
 ③ 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の実績に基づき、将来の失効数を見積もる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	減価償却費超過額		減価償却費
	繰越欠損金		繰越欠損金
	固定資産除却損		有価証券等評価損
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当額		評価性引当額
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	寄附金認定損		寄附金認定損
	その他		
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金負債の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に計上されない項目		交際費等永久に損金に計上されない項目
	住民税均等割		住民税均等割
	評価性引当額		評価性引当額
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、医薬事業の事業収益、営業利益及び資産の金額は全セグメントの事業収益の合計、営業利益の合計及び全セグメント資産の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社及び連結子会社は、日本、北米、欧州で活動を行っております。

従来、日本の全セグメントの事業収益の合計、全セグメント資産の金額の合計に占める割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しておりました。

当連結会計年度において、日本以外の全セグメントに占める割合が高まったため当連結会計年度より所在地別セグメント情報を開示しております。

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益						
事業収益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	1,720,098	—	—	1,720,098	—	1,720,098
(2) セグメント間の内部事業 収益又は振替高	—	346,622	23,812	370,435	(370,435)	—
計	1,720,098	346,622	23,812	2,090,534	(370,435)	1,720,098
事業費用	3,777,643	330,022	22,678	4,130,344	(370,501)	3,759,843
営業利益又は営業損失(△)	△2,057,544	16,600	1,133	△2,039,810	65	△2,039,744
II 資産	13,087,264	105,641	17,997	13,210,903	(28,480)	13,182,423

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……米国

(2) 欧州……英国

3 事業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能事業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産はありません。

5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

これによる所在地別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 事業収益及び営業損益						
事業収益						
(1) 外部顧客に対する事業収益	951,147	—	—	951,147	—	951,147
(2) セグメント間の内部事業 収益又は振替高	—	300,907	13,374	314,282	(314,282)	—
計	951,147	300,907	13,374	1,265,430	(314,282)	951,147
事業費用	3,655,508	286,523	12,737	3,954,769	(318,967)	3,635,802
営業利益又は営業損失(△)	△2,704,360	14,383	636	△2,689,339	4,685	△2,684,654
II 資産	9,597,807	95,052	11,055	9,703,915	(25,510)	9,678,405

(注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……米国

(2) 欧州……英国

3 事業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能事業費用はありません。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産はありません。

5 「追加情報」に記載のとおり、当連結会計年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これによる所在地別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注)2	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員・主要株主(個人)	森下竜一	—	—	当社取締役	(被所有)直接10.4	—	—	連結子会社株式の譲渡(注)1、3	10,000	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 本取引は、平成19年3月の公募による新株発行(一般募集)に際し、主幹事証券会社による助言(当社取締役保有の子会社株式を当社に集約化することが望ましい)を踏まえ、当社が同氏に子会社株式の譲渡を依頼し、実施されたものです。

2 上記の取引金額は消費税等を含んでおりません。

3 ジェノメディア株式会社の株式の譲渡であり、取引価格は第三者による評価額を基礎として決定しており、支払に関する取引条件は一般的取引条件によっております。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	104,571円65銭	1株当たり純資産額	75,611円82銭
1株当たり当期純損失	15,154円20銭	1株当たり当期純損失	30,079円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)	当連結会計年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	12,305,527	8,963,785
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	48,370	60,418
(うち新株予約権)	(18,474)	(60,418)
(うち少数株主持分)	(29,896)	(—)
普通株式にかかる期末の純資産額 (千円)	12,257,157	8,903,367
期末の普通株式の数(株)	117,213	117,751

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
当期純損失(千円)	1,728,450	3,534,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,728,450	3,534,371
普通株式の期中平均株式数(株)	114,057	117,501
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数4,341株)及び新株予約権(新株予約権の数3,959個)	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,767株)及び新株予約権(新株予約権の数3,865個)

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1 ストック・オプション</p> <p>平成20年2月25日開催の取締役会及び平成20年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の予定総数： 1,000個を上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 1株当たりの払込価額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間： 平成20年3月28日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p>	<p>1 ストック・オプション</p> <p>i) 平成21年1月29日開催の取締役会決議により、平成20年3月28日開催の定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与について、具体的な発行内容を確定いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権を割り当てる日：平成21年2月12日</p> <p>(2) 新株予約権の発行数：245個 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数： 当社普通株式 245株</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額： 新株予約権1個当たり158,810円</p> <p>(6) 新株予約権の行使期間： 平成23年2月13日から平成29年12月31日まで</p> <p>(7) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合、発行価額中資本に組入れる額： 新株予約権1個当たり79,405円</p> <p>(8) 新株予約権の割当対象者の内訳： 当社従業員 3名 当社子会社従業員 2名</p> <p>ii) 平成21年2月23日開催の取締役会及び平成21年3月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の予定総数：1,000個を上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額：無償</p> <p>(4) 1株当たりの払込価額： 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間： 平成20年3月28日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p> <p>2 重要な契約の変更</p> <p>当社は、第一三共株式会社との間で、HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の日本国内、米国、欧州の独占的販売契約を締結しておりましたが、米国及び欧州に関する独占的販売契約については、平成21年2月2日をもって契約を終了いたしました。</p> <p>なお、日本国内については、日本国内に関する独占的販売契約の下で、両社は、承認申請中のHGF遺伝子治療薬(製品名：コラテジェン)の上市に向けた準備を進めてまいります。</p>

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1	現金及び預金	6,458,681		6,017,344		
2	売掛金	98,221		73,167		
3	有価証券	3,401,500		1,001,075		
4	商品	—		46,161		
5	原材料	489,292		525,370		
6	仕掛品	74,951		6,925		
7	貯蔵品	5,236		6,738		
8	前渡金	721,606		271,157		
9	前払費用	26,962		27,078		
10	関係会社短期貸付金	—		300,000		
11	立替金	2,552		1,056		
12	その他	61,720		31,421		
	貸倒引当金	—		△300,000		
	流動資産合計	11,340,725	84.5	8,007,497	85.5	
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1)	建物	40,055		40,055		
	減価償却累計額	△22,300	17,754	△25,631	14,423	
(2)	機械装置	2,143		2,143		
	減価償却累計額	△2,051	91	△2,070	72	
(3)	工具器具備品	315,188		318,168		
	減価償却累計額	△256,348	58,839	△260,732	57,435	
	有形固定資産合計		76,685		71,932	0.8
2 無形固定資産						
(1)	特許権		213,662		206,106	
(2)	商標権		1,445		994	
(3)	ソフトウェア		40,883		27,249	
(4)	電話加入権		86		86	
	無形固定資産合計		256,078		234,437	2.5
3 投資その他の資産						
(1)	投資有価証券		1,073,226		861,434	
(2)	関係会社株式		532,206		61,684	
(3)	長期前払費用		87,028		75,361	
(4)	敷金保証金		47,174		52,521	
	投資その他の資産合計		1,739,636	13.0	1,051,002	11.2
	固定資産合計		2,072,400	15.5	1,357,372	14.5
	資産合計		13,413,125	100.0	9,364,869	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1	買掛金	107,430		7,219	
2	未払金	71,397		64,112	
3	未払費用	4,637		11,160	
4	未払法人税等	31,724		23,923	
5	前受金	664,178		578,982	
6	預り金	7,162		8,459	
	流動負債合計	886,531	6.6	693,858	7.4
	負債合計	886,531	6.6	693,858	7.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1	資本金	9,439,094	70.3	9,454,618	100.9
2	資本剰余金				
	資本準備金	7,749,837		7,765,361	
	資本剰余金合計	7,749,837	57.8	7,765,361	82.9
3	利益剰余金				
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金	△4,455,592		△8,563,369	
	利益剰余金合計	△4,455,592	△33.2	△8,563,369	△91.4
	株主資本合計	12,733,339	94.9	8,656,609	92.4
II 評価・換算差額等					
1	その他有価証券評価差額金	△225,219	△1.7	△46,016	△0.5
	評価・換算差額等合計	△225,219	△1.7	△46,016	△0.5
III 新株予約権					
	新株予約権	18,474	0.2	60,418	0.7
	純資産合計	12,526,594	93.4	8,671,011	92.6
	負債純資産合計	13,413,125	100.0	9,364,869	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 事業収益							
1 商品売上高	※1	—			104,132		
2 研究開発事業収益		1,679,801	1,679,801	100.0	753,678	857,810	100.0
II 事業費用							
1 売上原価	※1	—			49,339		
2 研究開発費	※2	2,909,536			2,646,122		
3 販売費及び一般管理費	※3	574,096	3,483,633	207.4	644,054	3,339,515	389.3
営業損失			1,803,832	△107.4		2,481,704	△289.3
III 営業外収益							
1 受取利息		24,531			21,758		
2 有価証券利息		13,101			23,102		
3 有価証券売却益		5,774			—		
4 補助金収入		166,213			55,525		
5 還付消費税等		1,391			—		
6 関係会社事務代行手数料		6,000			6,000		
7 業務受託料	※4	9,047			7,539		
8 雑収入		831	226,889	13.5	7,716	121,641	14.2
IV 営業外費用							
1 株式交付費		43,132			1,015		
2 投資事業組合運用損失	※4	15,676			14,713		
3 為替差損		6,014	64,823	3.9	22,130	37,859	4.4
経常損失			1,641,766	△97.8		2,397,922	△279.5
V 特別損失							
1 固定資産除却損	※5	24,100			13,021		
2 投資有価証券評価損		9,999			920,501		
3 関係会社株式評価損		—			470,522		
4 貸倒引当金繰入額		—	34,100	2.0	300,000	1,704,044	198.7
税引前当期純損失			1,675,867	△99.8		4,101,966	△478.2
法人税、住民税及び事業税			5,810	0.3		5,810	0.7
当期純損失			1,681,677	△100.1		4,107,776	△478.9

売上原価明細書

区 分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
期首商品棚卸高		—		—	
当期商品仕入高		—		95,500	100.0
合 計		—		95,500	100.0
期末商品棚卸高		—		46,161	
当期売上原価		—		49,339	

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
平成18年12月31日残高(千円)	5,693,655	4,004,398	△2,773,915	6,924,138
事業年度中の変動額				
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)	3,745,439	3,745,439		7,490,878
当期純損失			△1,681,677	△1,681,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計(千円)	3,745,439	3,745,439	△1,681,677	5,809,201
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,455,592	12,733,339

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年12月31日残高(千円)	32,985	1,219	6,958,343
事業年度中の変動額			
新株の発行 (公募増資及び新株予約権等の行使等)			7,490,878
当期純損失			△1,681,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△258,205	17,254	△240,951
事業年度中の変動額合計(千円)	△258,205	17,254	5,568,250
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	18,474	12,526,594

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年12月31日残高(千円)	9,439,094	7,749,837	△4,455,592	
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権等の行使)	15,523	15,523		31,047
当期純損失			△4,107,776	△4,107,776
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計(千円)	15,523	15,523	△4,107,776	△4,076,729
平成20年12月31日残高(千円)	9,454,618	7,765,361	△8,563,369	8,656,609

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年12月31日残高(千円)	△225,219	18,474	12,526,594
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権等の行使)			31,047
当期純損失			△4,107,776
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	179,203	41,943	221,146
事業年度中の変動額合計(千円)	179,203	41,943	△3,855,582
平成20年12月31日残高(千円)	△46,016	60,418	8,671,011

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

重要な会計方針

<p>前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>						
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式 移動平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) 子会社株式 同左</p>						
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 原材料 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>(3) 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品、原材料 同左</p> <p>(2) 仕掛品 同左</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>						
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="268 1227 655 1323"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>3年～4年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	建物	3年～15年	機械装置	3年～4年	工具器具備品	3年～15年	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
建物	3年～15年						
機械装置	3年～4年						
工具器具備品	3年～15年						
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用として計上しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 同左</p>						
<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>						

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。	6 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左
7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	7 リース取引の処理方法 同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
(減価償却方法の変更) 当事業年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。 これによる営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。	

追加情報

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	(減価償却方法の変更) 当事業年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年12月31日)	当事業年度 (平成20年12月31日)
1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当期末残高 ー 千円	1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当期末残高 ー 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
※1	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、54,793千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 332,524千円 旅費交通費 67,990 支払手数料 493,863 外注費 1,468,523 研究用材料費 47,932 消耗品費 87,434 減価償却費 93,126	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 344,488千円 旅費交通費 54,064 支払手数料 441,717 外注費 1,116,866 研究用材料費 167,873 消耗品費 76,771 減価償却費 89,901
※3 販売費に属する費用の割合は1.8%、一般管理費に属する費用の割合は98.2%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 75,186千円 給与手当 139,312 法定福利費 23,023 派遣社員費 14,131 広告宣伝費 10,305 旅費交通費 23,727 支払手数料 138,465 地代家賃 26,653 減価償却費 12,966	※3 販売費に属する費用の割合は2.3%、一般管理費に属する費用の割合は97.7%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 75,336千円 給与手当 193,735 法定福利費 27,652 派遣社員費 7,887 広告宣伝費 12,229 旅費交通費 27,660 支払手数料 119,658 地代家賃 33,943 減価償却費 14,533
※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる5,952千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。	※4 投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる4,960千円については、投資事業組合運用損失と相殺して表示しております。
※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2,053千円 工具器具備品 466 特許権 19,902 ソフトウェア 267 原状回復費用 1,410 計 24,100	※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 2,660千円 特許権 10,018 ソフトウェア 341 計 13,021

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">625千円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">585</td> </tr> <tr> <td>③ 支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	① 支払リース料	625千円	② 減価償却費相当額	585	③ 支払利息相当額	7	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">5,659</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">5,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,051千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,505</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,556</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103千円</td> </tr> <tr> <td>② 減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>③ 支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	5,659	94	5,564	1年内	1,051千円	1年超	4,505	合計	5,556	① 支払リース料	103千円	② 減価償却費相当額	94	③ 支払利息相当額	—
① 支払リース料	625千円																										
② 減価償却費相当額	585																										
③ 支払利息相当額	7																										
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																								
工具器具備品	5,659	94	5,564																								
1年内	1,051千円																										
1年超	4,505																										
合計	5,556																										
① 支払リース料	103千円																										
② 減価償却費相当額	94																										
③ 支払利息相当額	—																										

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当事業年度における子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当事業年度における子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	減価償却費超過額		貸倒引当金繰入額
	繰越欠損金		減価償却費
	固定資産除却損		有価証券等評価損
	その他有価証券評価差額金		繰越欠損金
	その他		その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当額		評価性引当額
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	寄附金認定損		寄附金認定損
	その他有価証券評価差額金		
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金負債の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に計上されない項目		交際費等永久に損金に計上されない項目
	住民税均等割		住民税均等割
	評価性引当額		評価性引当額
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	106,712円74銭	1株当たり純資産額	73,125円44銭
1株当たり当期純損失	14,744円12銭	1株当たり当期純損失	34,959円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成19年12月31日)	当事業年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	12,526,594	8,671,011
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	18,474	60,418
(うち新株予約権)	(18,474)	(60,418)
普通株式にかかる期末の純資産額 (千円)	12,508,120	8,610,593
期末の普通株式の数(株)	117,213	117,751

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
当期純損失(千円)	1,681,677	4,107,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,681,677	4,107,776
普通株式の期中平均株式数(株)	114,057	117,501
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数4,341株)及び新株予約権(新株予約権の数3,959個)	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,767株)及び新株予約権(新株予約権の数3,865個)

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1 ストック・オプション 平成20年2月25日開催の取締役会及び平成20年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式 (2) 新株予約権の予定総数：1,000個を上限とする。 (3) 新株予約権の発行価額：無償 (4) 1株当たりの払込価額：新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。 (5) 新株予約権の行使期間：平成20年3月28日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p>	<p>1 ストック・オプション</p> <p>i) 平成21年1月29日開催の取締役会決議により、平成20年3月28日開催の定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与について、具体的な発行内容を確定いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権を割り当てる日：平成21年2月12日 (2) 新株予約権の発行数：245個(新株予約権1個につき1株) (3) 新株予約権の発行価額：無償 (4) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数：当社普通株式 245株 (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：新株予約権1個当たり158,810円 (6) 新株予約権の行使期間：平成23年2月13日から平成29年12月31日まで (7) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合、発行価額中資本に組入れる額：新株予約権1個当たり79,405円 (8) 新株予約権の割当対象者の内訳： 当社従業員 3名 当社子会社従業員 2名</p> <p>ii) 平成21年2月23日開催の取締役会及び平成21年3月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の付与を行うものであります。</p> <p>(1) 株式の種類：普通株式 (2) 新株予約権の予定総数：1,000個を上限とする。 (3) 新株予約権の発行価額：無償 (4) 1株当たりの払込価額：新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。 (5) 新株予約権の行使期間：平成20年3月28日開催の定時株主総会の決議日の翌日より2年間経過した日から当該決議日後10年以内の範囲で、取締役会が定める期間。</p> <p>2 重要な契約の変更 当社は、第一三共株式会社との間で、HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の日本国内、米国、欧州の独占的販売契約を締結しておりましたが、米国及び欧州に関する独占的販売契約については、平成21年2月2日をもって契約を終了いたしました。</p> <p>なお、日本国内については、日本国内に関する独占的販売契約の下で、両社は、承認申請中のHGF遺伝子治療薬(製品名：コラテジェン)の上市に向けた準備を進めてまいります。</p>

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	バイカル インク	2,171,088
		株式会社ヘルスネット	350
		株式会社ジーンデザイン	350
		木村医科器械株式会社	800
		株式会社ティーエスディー ジャパン	2,858
		小計	2,175,446
計		2,175,446	397,888

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	株式会社三菱東京UFJ銀行第74回社債	100,000
		利付国庫債第38回	400,000
		東京都公募公債第15回	500,000
		小計	1,000,000
計		1,000,000	1,001,075

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資事業有限責任組合出資金) バイオ・サイト・イノベーション 一号	100口
		(新株引受権証券) 株式会社ヘルスネット	19枚
		小計	—
計		—	463,545

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	40,055	—	—	40,055	25,631	3,331	14,423
機械装置	2,143	—	—	2,143	2,070	18	72
工具器具備品	315,188	35,285	32,304	318,168	260,732	34,027	57,435
有形固定資産計	357,386	35,285	32,304	360,366	288,434	37,377	71,932
無形固定資産							
特許権	357,676	54,408	17,347	394,737	188,630	51,945	206,106
商標権	1,700	—	—	1,700	705	450	994
ソフトウェア	78,736	1,369	2,350	77,755	50,506	14,661	27,249
電話加入権	86	—	—	86	—	—	86
無形固定資産計	438,200	55,777	19,697	474,280	239,842	67,057	234,437
長期前払費用	110,730	—	—	110,730	35,368	11,667	75,361
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

工具器具備品	研究開発機器	23,281 千円
	コンピュータ及び周辺機器	6,418 千円
	出荷試験設備	4,680 千円
特許権	HGF遺伝子治療薬の特許に係るライセンス料等	7,976 千円
	NFκBの特許に係るライセンス料等	11,017 千円

2 当期減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。

特許権	契約解除、計画見直し等に伴う除却	17,347 千円
-----	------------------	-----------

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	300,000	—	—	300,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		222
預金の種類	普通預金	5,433,940
	外貨普通預金	83,181
	定期預金	500,000
	計	6,017,121
合計		6,017,344

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
成和産業株式会社	31,381
アルフレッサ株式会社	24,906
第一三共株式会社	16,297
アルフレッサ ファーマ株式会社	463
株式会社ジーンデザイン	87
北海道システム・サイエンス株式会社	31
合計	73,167

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	次期繰越高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
98,221	800,364	825,418	73,167	91.9	39.1

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品

事業部門	金額(千円)
医薬品	46,161
合計	46,161

d 原材料

事業部門	金額(千円)
医薬品	525,370
合計	525,370

e 仕掛品

事業部門	金額(千円)
医薬品	6,925
合計	6,925

f 貯蔵品

事業部門	金額(千円)
医薬品	6,738
合計	6,738

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
イーピーエス株式会社	2,961
ファースト トラック ドラッグズ アンド バイオロジク ス エルエルシー	1,235
株式会社翻訳センター	973
エムディーエス ファーマ サービス	920
日立協和エンジニアリング株式会社	300
その他	828
合計	7,219

b 前受金

相手先	金額(千円)
第一三共株式会社	558,061
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	14,508
アルフレッサ ファーマ株式会社	5,411
独立行政法人医薬基盤研究所	1,000
合計	578,982

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.anges-mg.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券が電子化されております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第9期(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)平成20年3月31日に関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度 第10期中(自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)平成20年9月12日に関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成20年10月17日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

アンジェス MG 株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士

井 隆 司 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

片 岡 久 依 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第一三共株式会社との間で締結していた、HGF 遺伝子治療薬の末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の日本国内、米国、欧州の独占的販売契約のうち、米国及び欧州に関する独占的販売契約について、平成21年2月2日をもって契約を終了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

アンジェス MG 株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

業務執行社員

公認会計士

井上隆司



指定社員

業務執行社員

公認会計士

片岡久依



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

アンジェス MG株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勢志元 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェスMG株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、第一三共株式会社との間で締結していた、HGF 遺伝子治療薬の末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野の日本国内、米国、欧州の独占的販売契約のうち、米国及び欧州に関する独占的販売契約について、平成21年2月2日をもって契約を終了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。